

第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり
基本計画

令和7年3月
島根県

目次

第1章 計画の基本的考え方

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の期間	1
第4節	進行管理	1

第2章 現状と課題

第1節	県内の犯罪情勢	2
1	刑法犯認知件数及び検挙率、犯罪発生率の推移	2
2	刑法犯認知件数の内訳	4
3	犯罪の地域別発生状況	5
4	特殊詐欺被害の状況	6
5	子ども、女性に対する声かけ・つきまとい事案の発生状況	9
6	被害時の施錠の状況	13
7	サイバー犯罪の検挙件数の推移	14
8	県民意識の概要	15
第2節	県内の防犯活動の状況	19
1	防犯ボランティアの活動状況	19
2	事業者等による活動状況	20

第3章 施策の推進方向

第1節	施策の基本的方向	21
1	県民等による自主的な活動の推進	21
2	子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	21
3	道路、住宅等における防犯への配慮	21
4	事業活動における防犯への配慮	21
5	その他の安全安心まちづくりのための取組	21
第2節	重点取組	22
1	特殊詐欺等による被害の防止	22
2	高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充	22
3	自主的な防犯環境整備の推進	22
第3節	数値目標の設定	22

第4節	施策体系	23
第5節	施策の内容	25
1	県民等による自主的な活動の推進	25
(1)	県民等の防犯意識の高揚	25
(2)	地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進	26
(3)	特殊詐欺等による被害を発生させない気運の醸成	26
2	子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	27
(1)	子どもの安全確保	27
(2)	女性の安全確保	28
(3)	高齢者、障がい者等の安全確保	28
3	道路、住宅等における防犯への配慮	29
(1)	道路等における防犯への配慮	29
(2)	住宅における防犯への配慮	29
4	事業活動における防犯への配慮	30
(1)	店舗等における防犯への配慮	30
(2)	自動車等及び自動販売機における防犯への配慮	30
5	その他の安全安心まちづくりのための取組	30
(1)	推進体制の充実・強化	30
<hr/>		
<資料編>	用語の解説（※印を付した用語の解説）	32

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

島根県では、平成18年7月に、県民の身近なところで発生する犯罪や子ども・高齢者の犯罪被害の増加などの背景から、県民が安心して暮らし、観光旅行者等が安心して滞在することができる地域社会を実現するため、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年7月14日条例第42号。以下「まちづくり条例」という。）を制定しました。

このまちづくり条例の第10条の規定に基づき、これまで、平成18年12月、平成21年3月、平成24年3月、平成28年3月、令和2年3月の5期にわたり、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、島根県的情勢は、県内の人口が減少するとともに、高齢化等に伴って防犯活動の担い手が減少する一方で、住民意識の多様化や外国人の増加等、地域社会の繋がりが変化してきています。

また、島根県の犯罪情勢は、刑法犯認知件数（※1）は減少傾向が続いている一方、殺人、強盗、放火などの凶悪事件の発生、子どもや女性への声かけ・つきまとい事案の継続発生、架空料金請求詐欺をはじめとする特殊詐欺（※2）による被害の高止まりなどにより、県民の犯罪被害への不安感は依然として払拭できない状況です。

このため、県民等による、人口減少等をはじめとする県内の情勢に応じた自主的な活動など犯罪を未然に防ぐ継続的な取組が求められています。

第6期基本計画では、こうした社会情勢や犯罪情勢を踏まえ、第5期基本計画で掲げていた重点取組を踏襲しつつ、必要な施策について策定しました。

これまで基本計画に位置付けていた島根県犯罪被害者等支援計画については、それぞれ条例に掲げる基本理念や責務に基づく取組の内容を明確にし、県民の十分な理解と協力の下で施策を推進するため、基本計画から分離し、それぞれ単独計画として策定します。

第2節 計画の位置付け

まちづくり条例第10条に規定する基本計画であり、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものです。

第3節 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第4節 進行管理

計画目標の達成に向けて、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」（※3）及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」（※4）の開催等を通じて関係部局や地域活動団体・事業所等との連携を図りながら諸施策を推進します。

なお、毎年度施策の具体的な実施状況等を取りまとめ、その結果を県ホームページで公表します。

第2章 現状と課題

第1節 県内の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数及び検挙率、犯罪発生率の推移

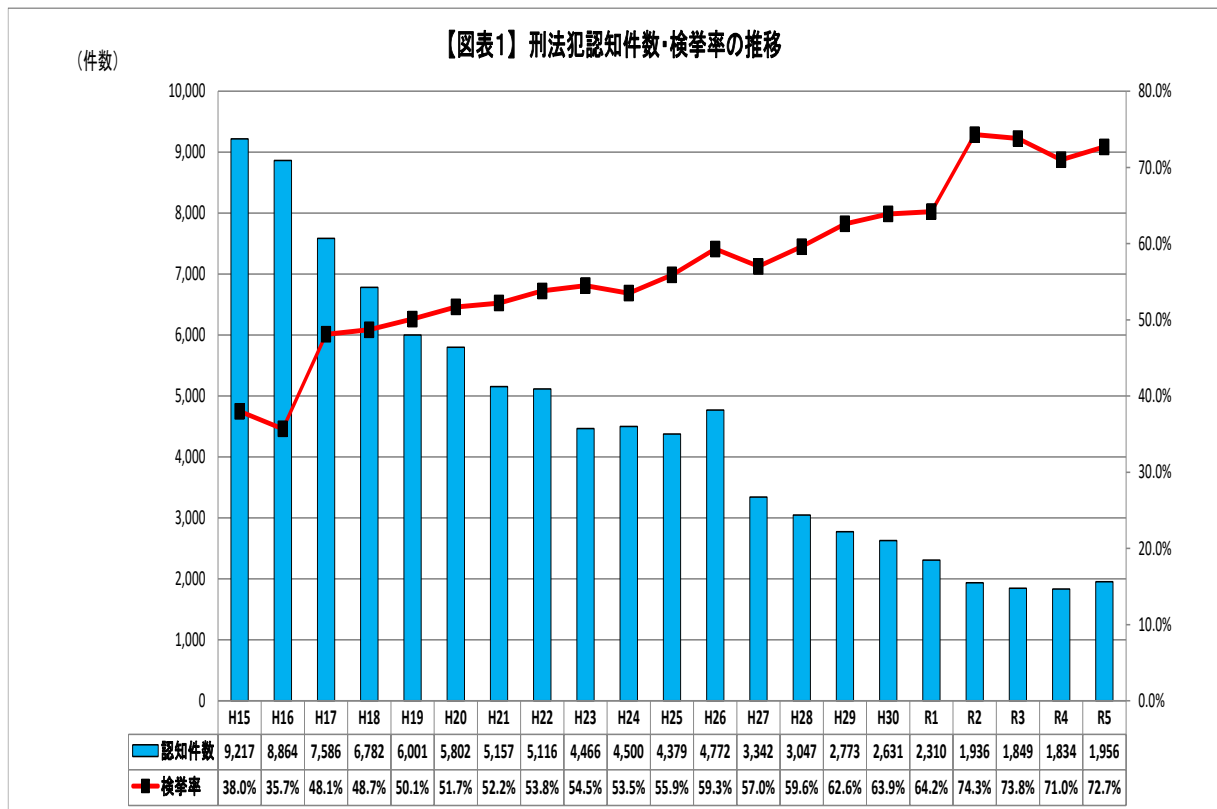
～刑法犯認知件数は減少・検挙率は高推移～

＜刑法犯認知件数及び検挙率＞

島根県における刑法犯認知件数は、平成15年の9,217件をピークに減少傾向が続
き、令和4年には1,834件まで減少（-80.1%）しました。

その要因の1つとして、基本計画に基づいた各種施策の推進と県民の自主防犯意
識の向上があると言えます。ただし、令和5年は1,956件に増加し、令和2年以降
は、横ばいとなっていることから、今後の推移に注視しながら推進する必要があります。

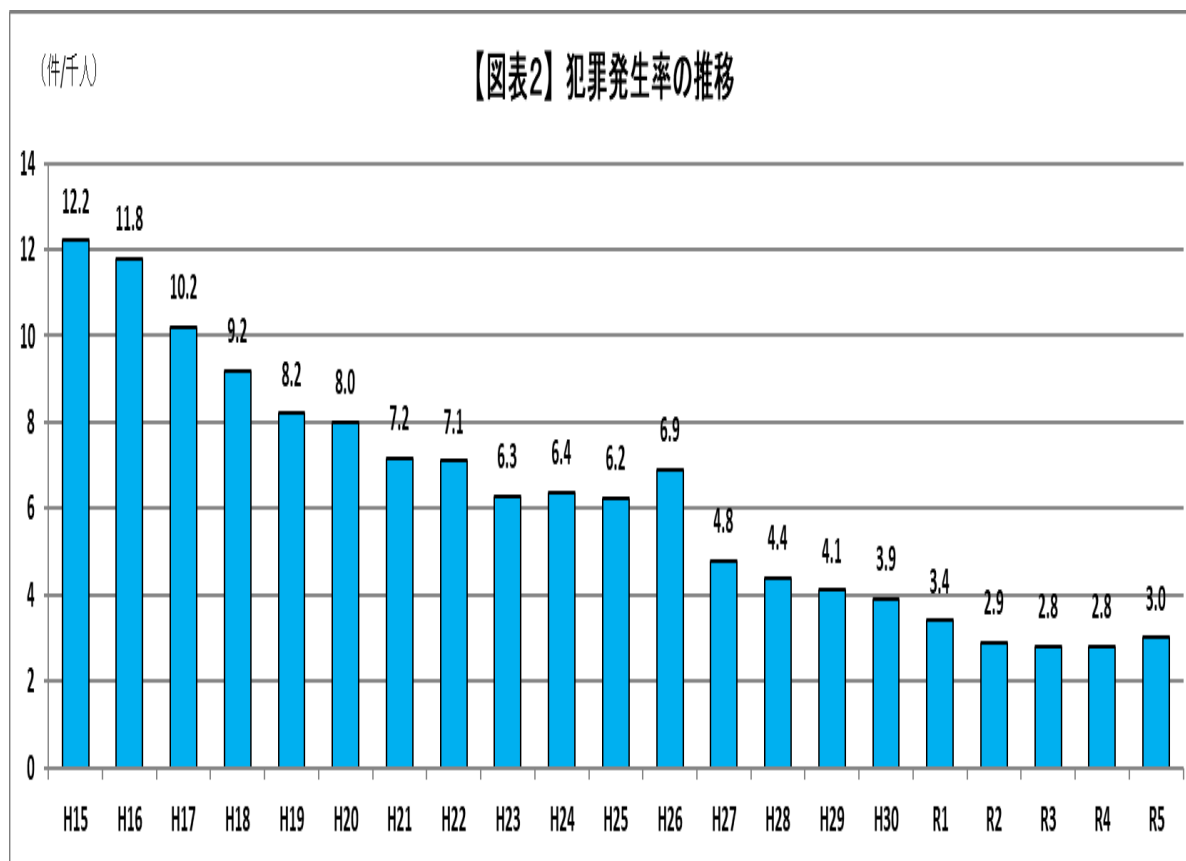
また、検挙率は平成17年の48.1%から概ね上昇傾向にあり、令和5年は72.7%
に達しています。【図表1】



出典：島根県警察本部

<犯罪発生率>

刑法犯認知件数を人口千人当たりの犯罪発生率(※5)で見ると、令和5年は3.0件/千人であり、ピーク時の平成15年の12.2件/千人と比べて、9.2ポイント減少しました。【図表2】



出典：認知件数は島根県警察本部。人口について令和2年は国勢調査確定人口、それ以外は島根県人口移動調査

2 刑法犯認知件数の内訳

～万引き・詐欺・自転車盗が認知件数の約4割を占める～

これまで、第1期の基本計画が策定された平成18年に最も多かった犯罪は自転車盗で、次いで万引き、器物損壊等の順でした。

令和4年からは、万引きに次いで詐欺、自転車盗の順となっており、上位3種類の犯罪が刑法犯総数の約4割を占めています。

このように、誰でも被害に遭いやすい犯罪が県民の身近なところで発生しており、鍵掛けの励行や規範意識の高揚など犯罪の未然防止に向けた意識啓発の取組や、犯罪を発生させない環境づくりがより一層求められます。

また、万引きをめぐる深刻な状況の背景要因として万引きを軽視する風潮があるとみられ、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生を誘発するおそれもあることから、万引きを許さない社会気運を醸成するため、業界団体や関係機関等と連携を図り、「万引きをしない、させない、見逃さない」ための広報啓発を推進する必要があります。

【令和5年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	万引き	詐欺	自転車盗
件数	340	234	208
割合	17.4%	12.0%	10.6%

計 40.0%

【令和4年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	万引き	詐欺	自転車盗
件数	348	205	199
割合	19.0%	11.2%	10.9%

計 40.1%

【令和3年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	万引き	自転車盗	詐欺
件数	443	227	212
割合	24.0%	12.3%	11.5%

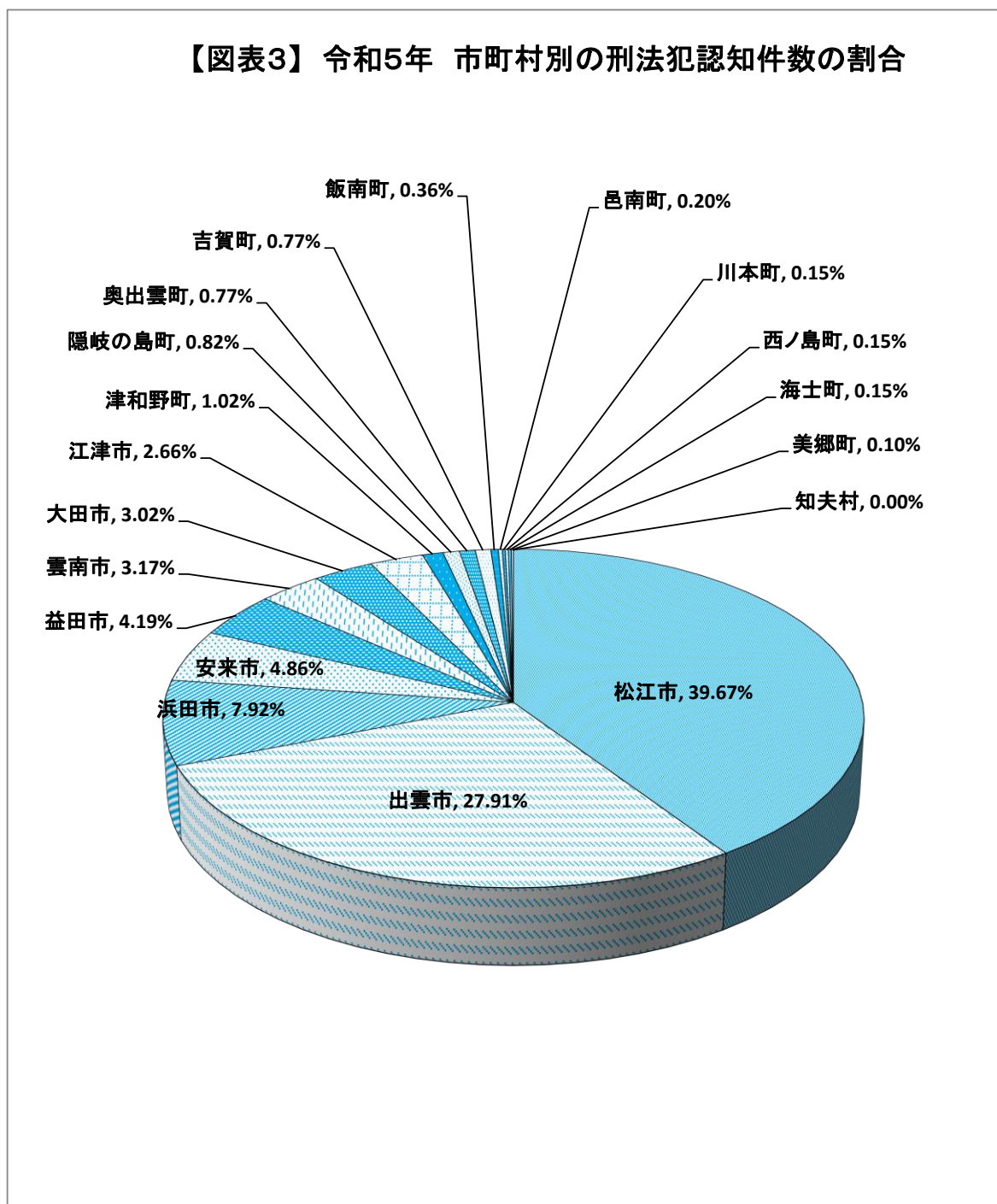
計 47.8%

出典：島根県警察本部

3 犯罪の地域別発生状況

～松江市・出雲市など市部に犯罪発生が集中～

令和5年における市町村別の刑法犯認知件数は、松江市が約39.7%、出雲市が約27.9%発生しており、全体の約7割を占めています。【図表3】

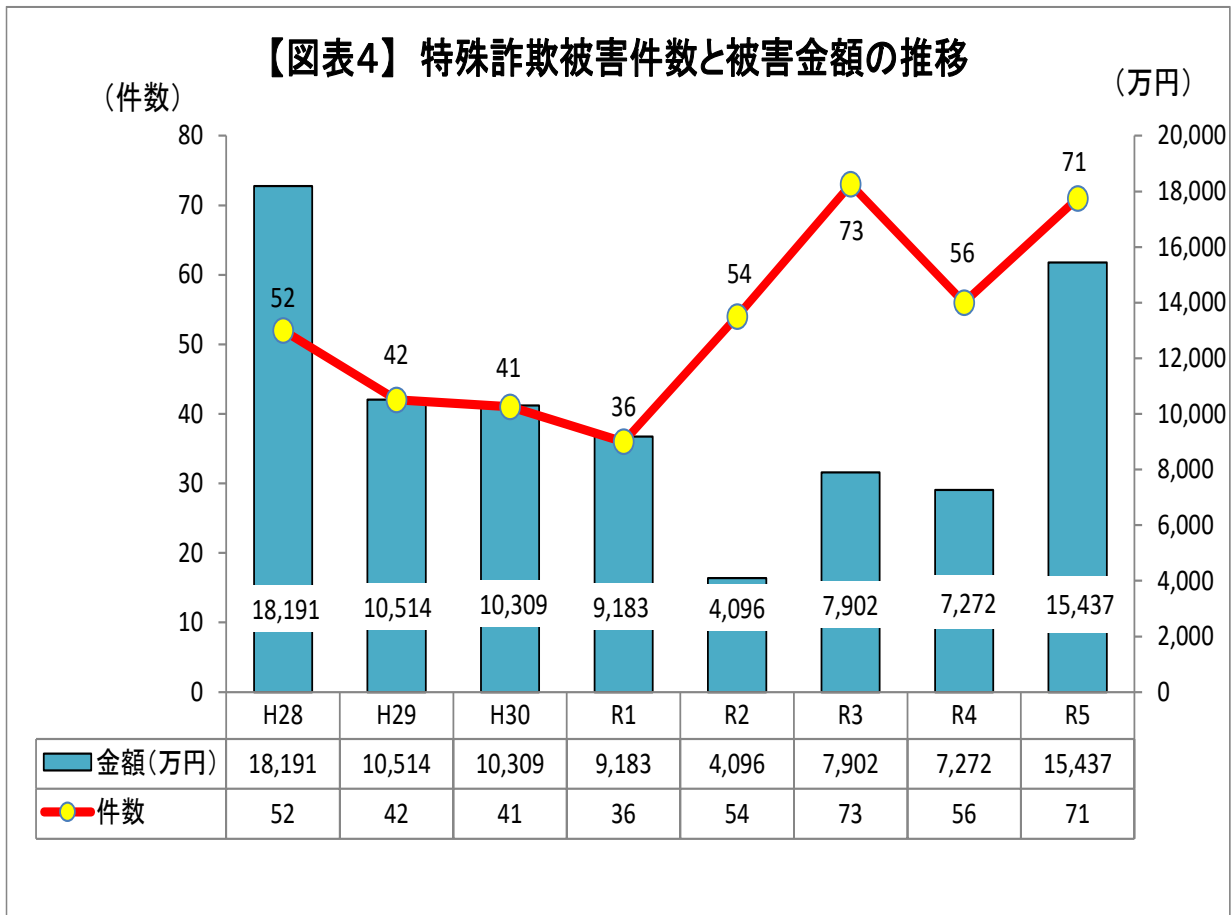


出典：島根県警察本部

4 特殊詐欺被害の状況

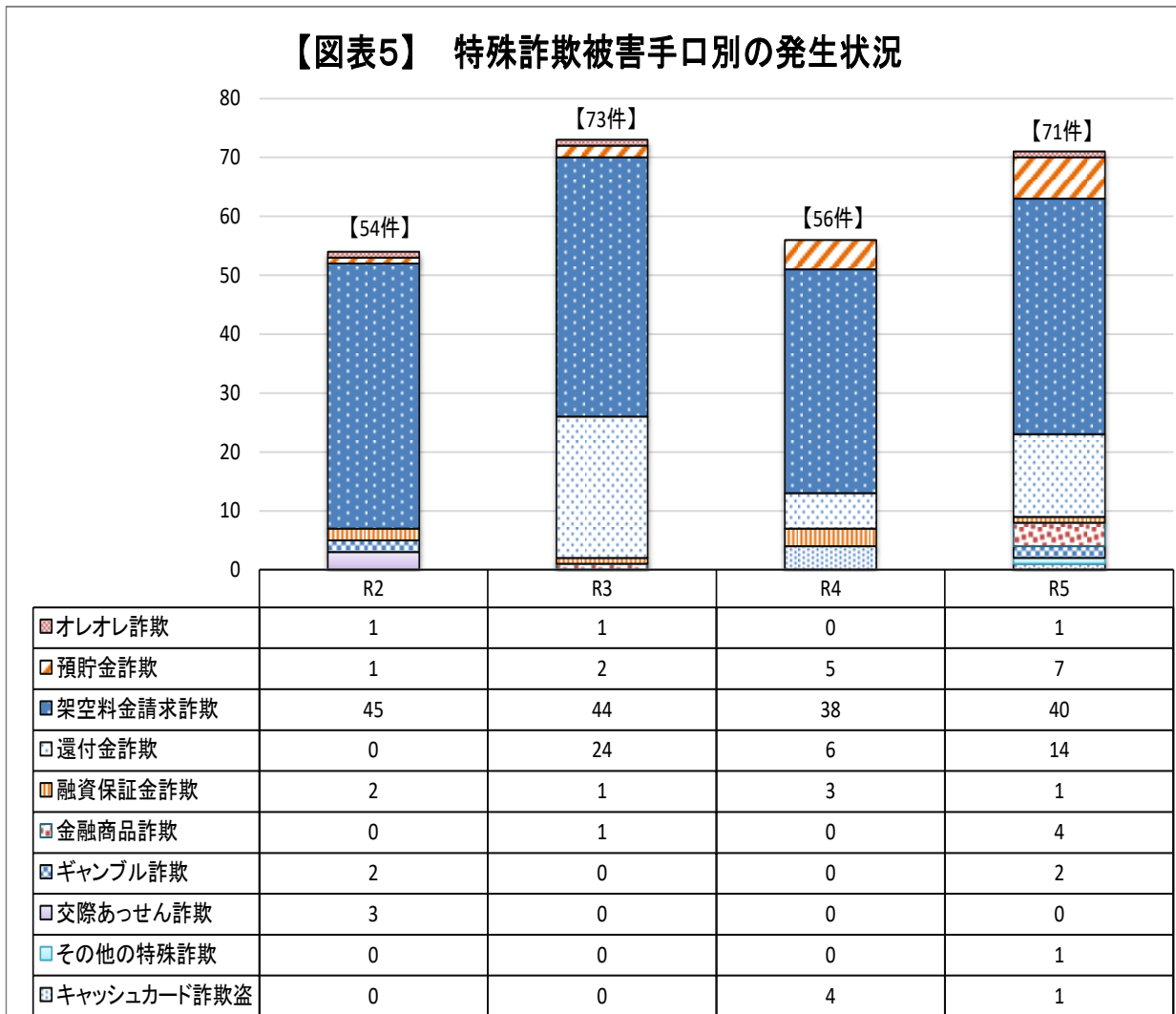
～高齢者以外の若年層にも被害が拡大～

架空料金請求詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、依然として後を絶たず高止まりの状態にあり、令和5年の被害額は、1億5千万円を超えました。【図表4】



出典：島根県警察本部

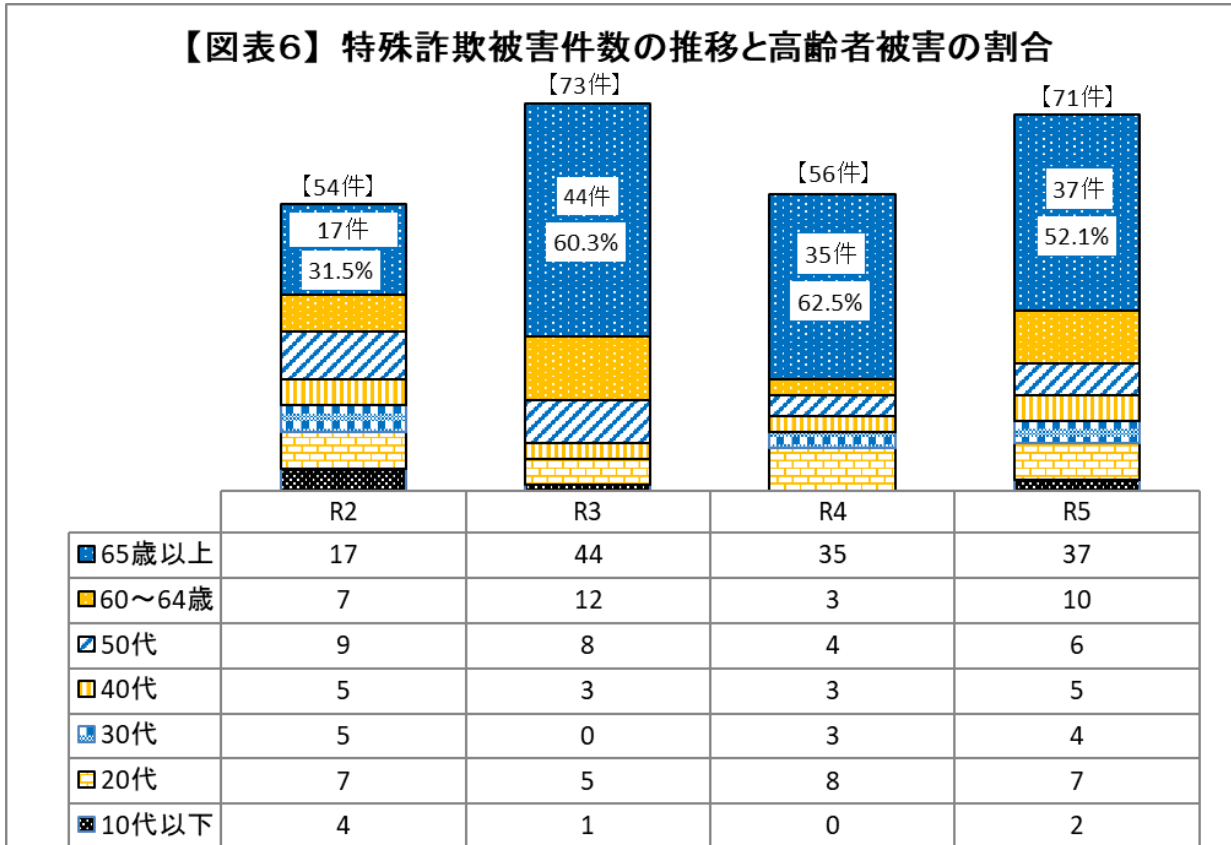
特殊詐欺の手口では、ファイナンス会社を名乗る犯人から、有料サイトの未納料金が発生しているなどの名目で電話がかかり、実際には使用していない料金をコンビニの電子マネーで支払わせようとする「架空料金請求詐欺」が多く発生しています。【図表5】



出典：島根県警察本部

令和5年は、71件の被害件数のうち37件（52.1%）が高齢者被害であり、その年によって被害件数に増減はありますが、若年層の被害も発生していることから、今後、高齢者だけでなく幅広い年代において、更なる被害の拡大が危惧されます。

【図表6】



出典：島根県警察本部

※グラフ内の数字は、高齢者の被害件数・割合を表しています。

＜SNS型投資・ロマンス詐欺＞

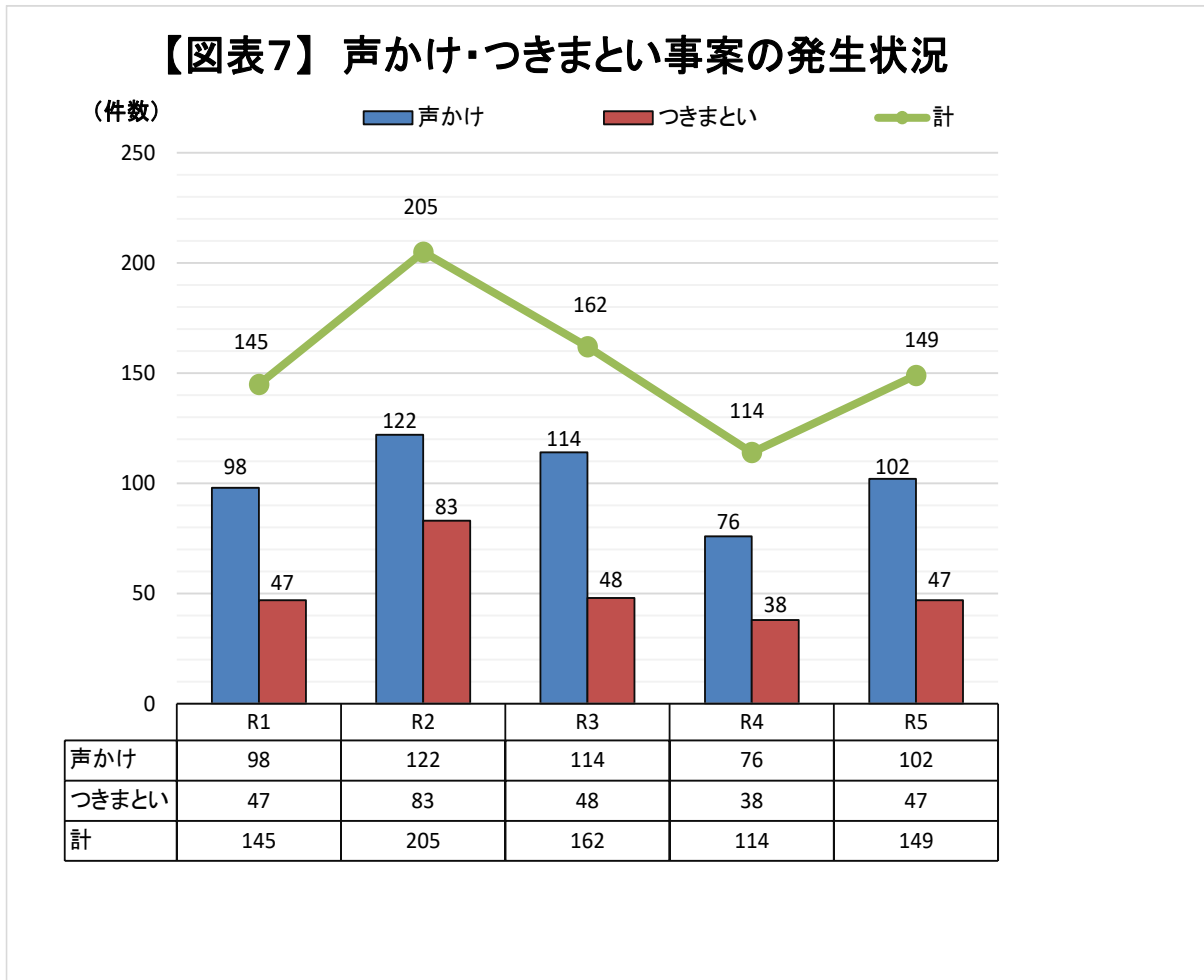
新たな犯罪の手口として、SNSで著名人をかたるなどして投資に勧誘し、金銭をだまし取る「SNS型投資」や、恋愛感情を抱かせたうえで金銭をだまし取る「ロマンス詐欺」の被害が発生しており、今後も更なる手口の巧妙化・多様化が懸念され、新たな犯罪や特殊詐欺、悪質商法（※6）の被害者にならないよう効果的な広報啓発に取り組んでいく必要があります。

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、科学技術を悪用した詐欺等の手口が急激に巧妙化・多様化していることや、全国的にSNS上において犯行に加担させる目的を隠して募集する（いわゆる「闇バイト」）情報が投稿されている状況を踏まえ、県民を詐欺等の被害から守るためには、官民一体となって一層強力な対策を講じる「国民を詐欺から守るための総合対策」（※7）に示された被害防止対策を行っていく必要があります。

5 子ども、女性に対する声かけ・つきまとい事案の発生状況

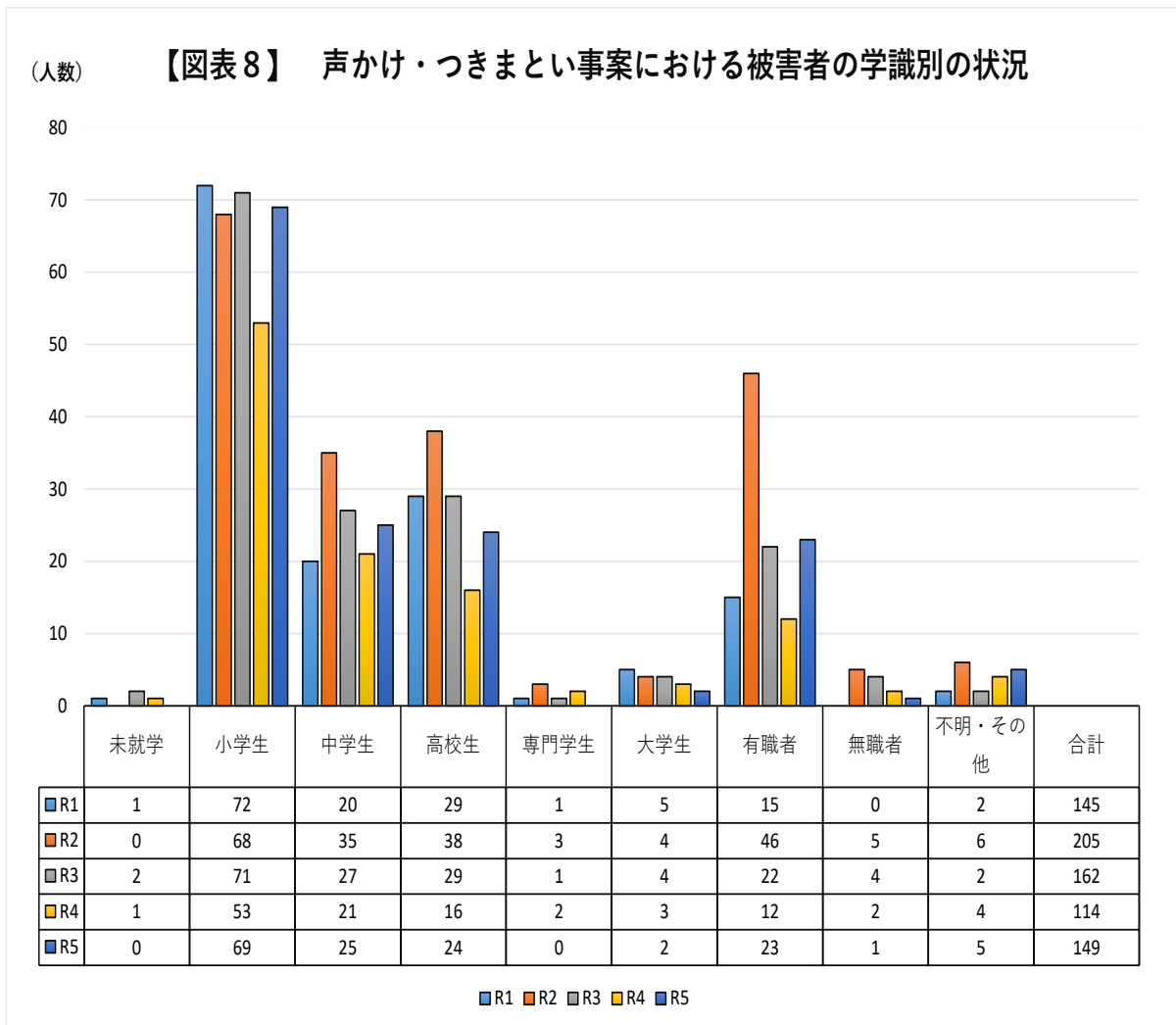
～声かけ・つきまとい事案が依然として多発傾向～

子どもや女性に対する「声かけ・つきまとい事案」は、依然として年間100件以上の多発傾向が続いています。【図表7】



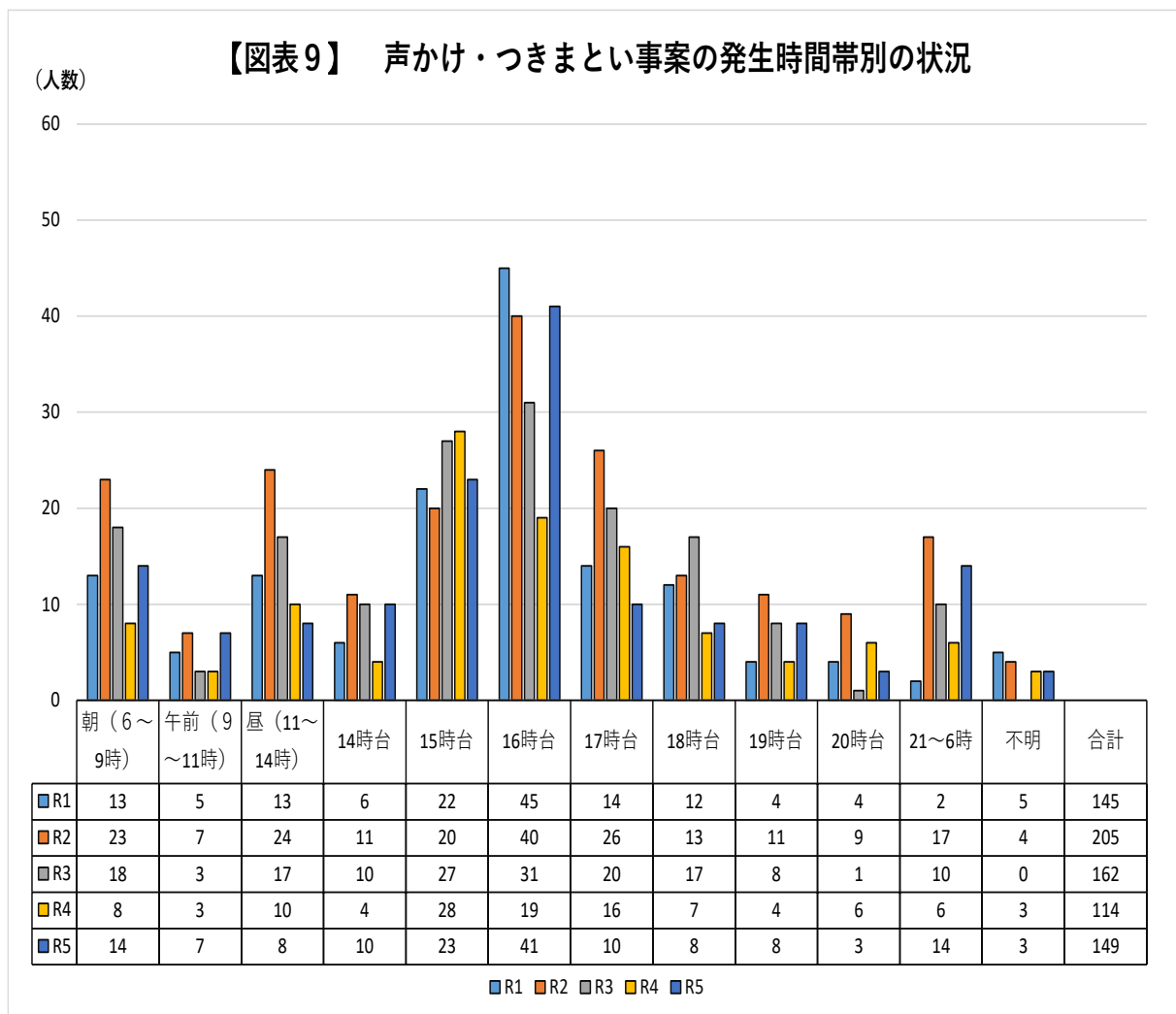
出典：島根県警察本部

被害者を学職別で見ると、小学生に対する被害が最も多く、次いで高校生、中学生、有識者に対する被害も多く発生しています。【図表8】



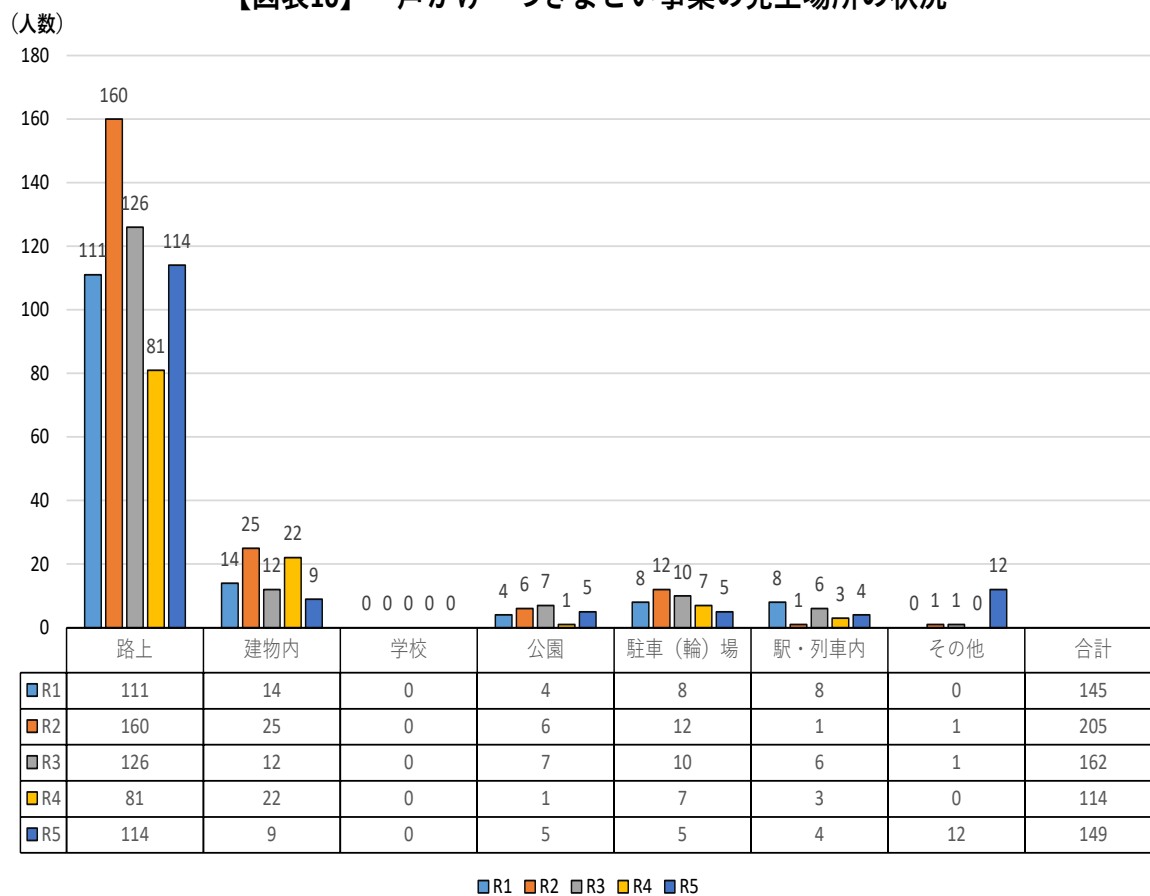
出典：島根県警察本部

発生時間帯では、小・中・高校生の下校時間帯で被害が多く発生しており、発生場所では、路上での被害が最も多く発生しています。【図表9、10】



出典：島根県警察本部

【図表10】 声かけ・つきまとい事案の発生場所の状況



出典：島根県警察本部

このため、現在多くの防犯ボランティア団体（※8）が行っている子ども・女性みまもり活動や「登下校防犯プラン」（※9）で示された各種安全対策などの取組を今後も継続、拡充していく必要があります。

加えて、子どもや女性自らが防犯意識を高めることも必要であり、そのための啓発活動にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

把握した情報は的確な分析を行い、警察の関係部門間のほか、教育委員会・学校との間で情報共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、保護者等に対し、各種広報媒体を活用し、タイムリーに情報発信していく必要があります。

さらに、広く普及したスマートフォン等の影響により、今後も増加が予測されるSNSやマッチングアプリ等のインターネット上での関わりから、子どもや女性が現実社会において、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる事案を未然に防ぐ取組も必要です。

6 被害時の施錠の状況

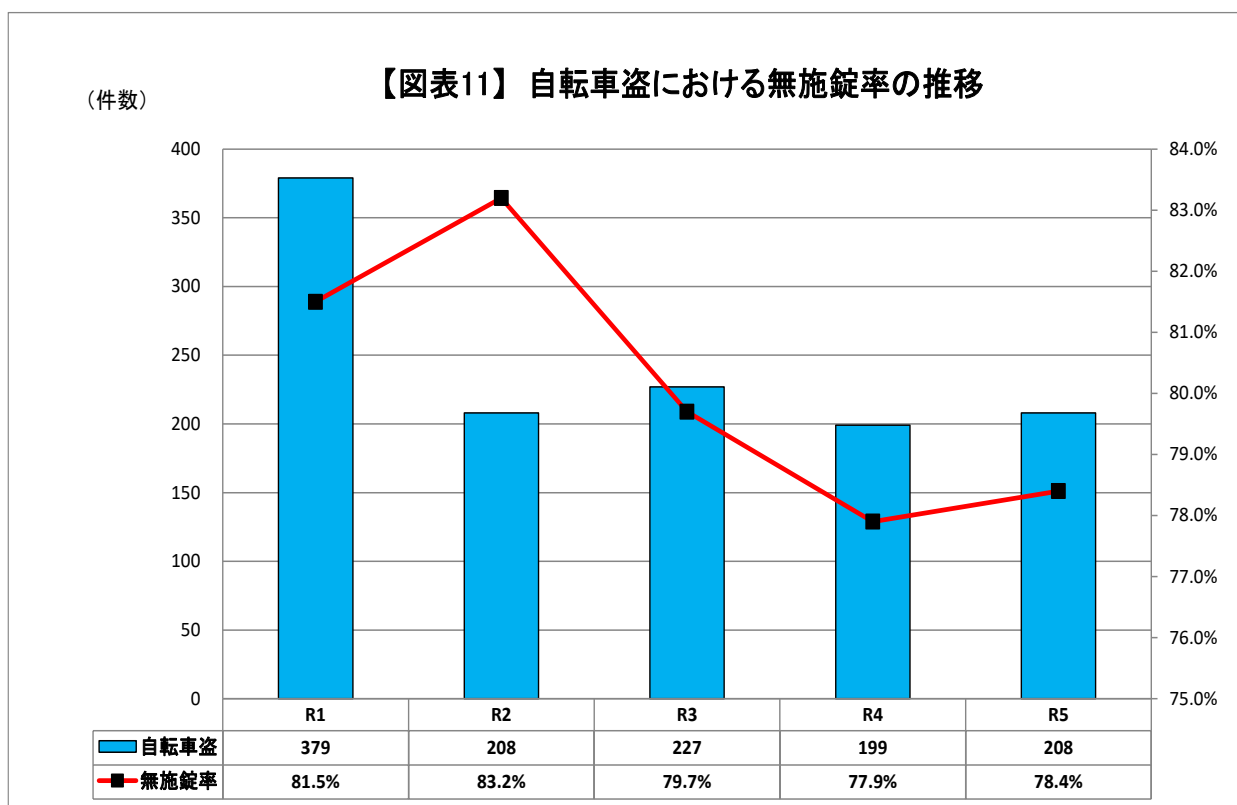
～盗難自転車の7割以上が無施錠～

令和元年以降の自転車盗被害を見ると、7割以上が施錠せずに被害に遭っている状況にあります。

商業施設の管理者、学校関係者、防犯ボランティア等と連携して自転車利用者に対して地域における被害実態を周知し、鍵掛けの励行、ツーロックの実施など盗難被害防止対策を講じるための広報啓発を図る必要があります。

今後も、無施錠率の割合を減少させるため、被害が多発する駐輪場の管理者に対し、防犯カメラの設置、照明設備等の改善、見通しの確保等、盗難防止設備の整備充実を働きかけるなど、県民に鍵掛け意識をさらに浸透させていくことが必要です。

【図表 11】



出典：島根県警察本部

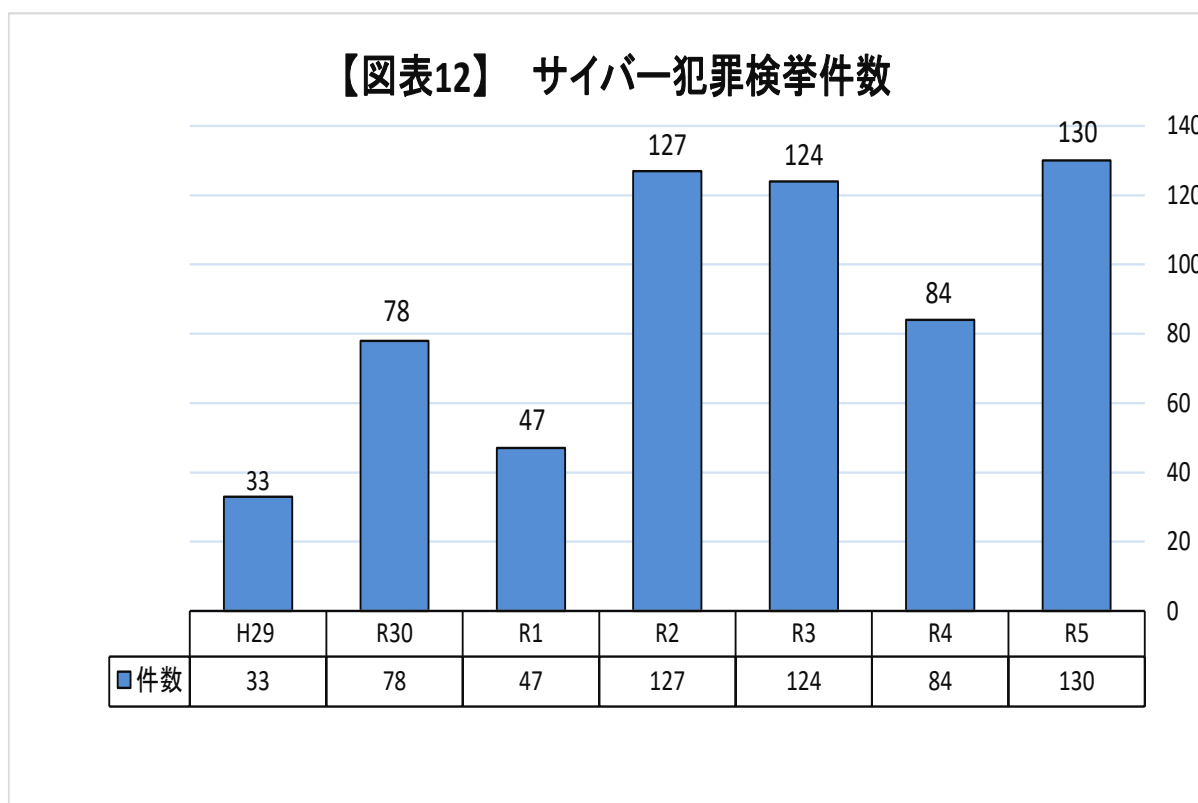
7 サイバー犯罪の検挙件数の推移

～近年は100件前後で推移～

サイバー犯罪（※10）の検挙件数については、令和2年は127件、令和3年は124件、令和5年は130件と、いずれも100件を超えている状況にあります。【図表12】

インターネットの普及により、サイバー空間（※11）の技術やサービスは私たちの生活には欠かすことのできないものであり、サイバー空間と実空間が一体となりつつあります。しかし、その一方で、インターネットを悪用したサイバー犯罪やトラブルが増加し、インターネットを利用する人は誰でも、サイバー犯罪に遭う可能性があり、危険性が身近なものになっています。

インターネットを利用する県民に対して、不正プログラムや不正アクセス等のサイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広報啓発活動を推進し、サイバー空間の安全・安心の確保を図る必要があります。



出典：島根県警察本部

8 県民意識の概要

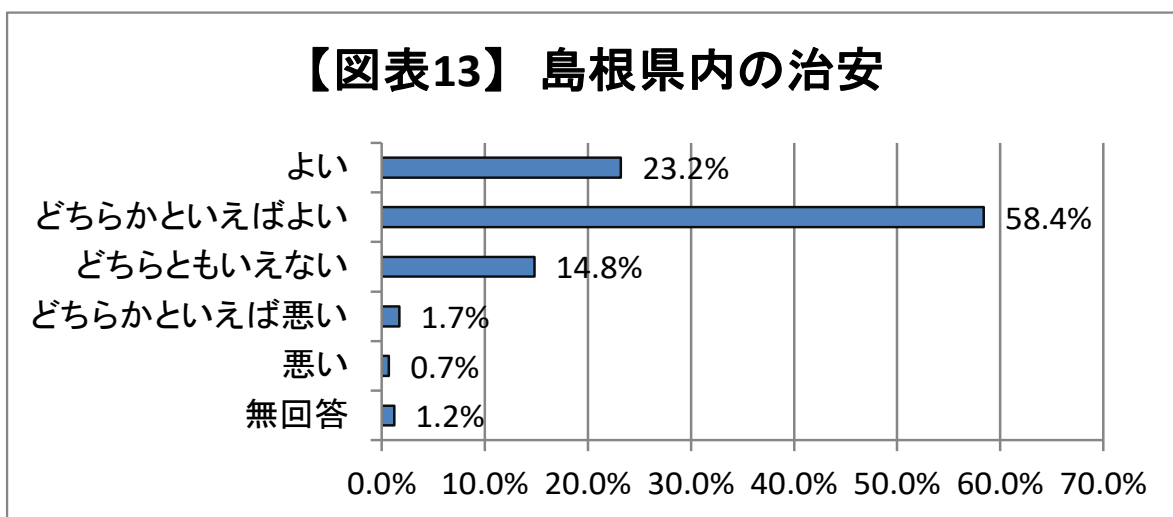
<島根県政世論調査結果>

令和5年8月に、県内在住の満18歳以上の男女（無作為に抽出）2,000名に対して島根県政世論調査（※12）を行い、982名（回収率49.1%）から回答を得ました。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に関する設問中、(1) 島根県内の治安、(2) 不安を感じる犯罪、(3) 安全で安心な生活を送るために警察や県に取り組んでほしい施策の3項目についての回答は、次のとおりです。

(1) 島根県内の治安

「島根県内の治安について、どう感じますか。」との設問について、「よい」、「どちらかといえばよい」を合わせると8割以上の方が概ね治安は良好だと感じています。【図表13】

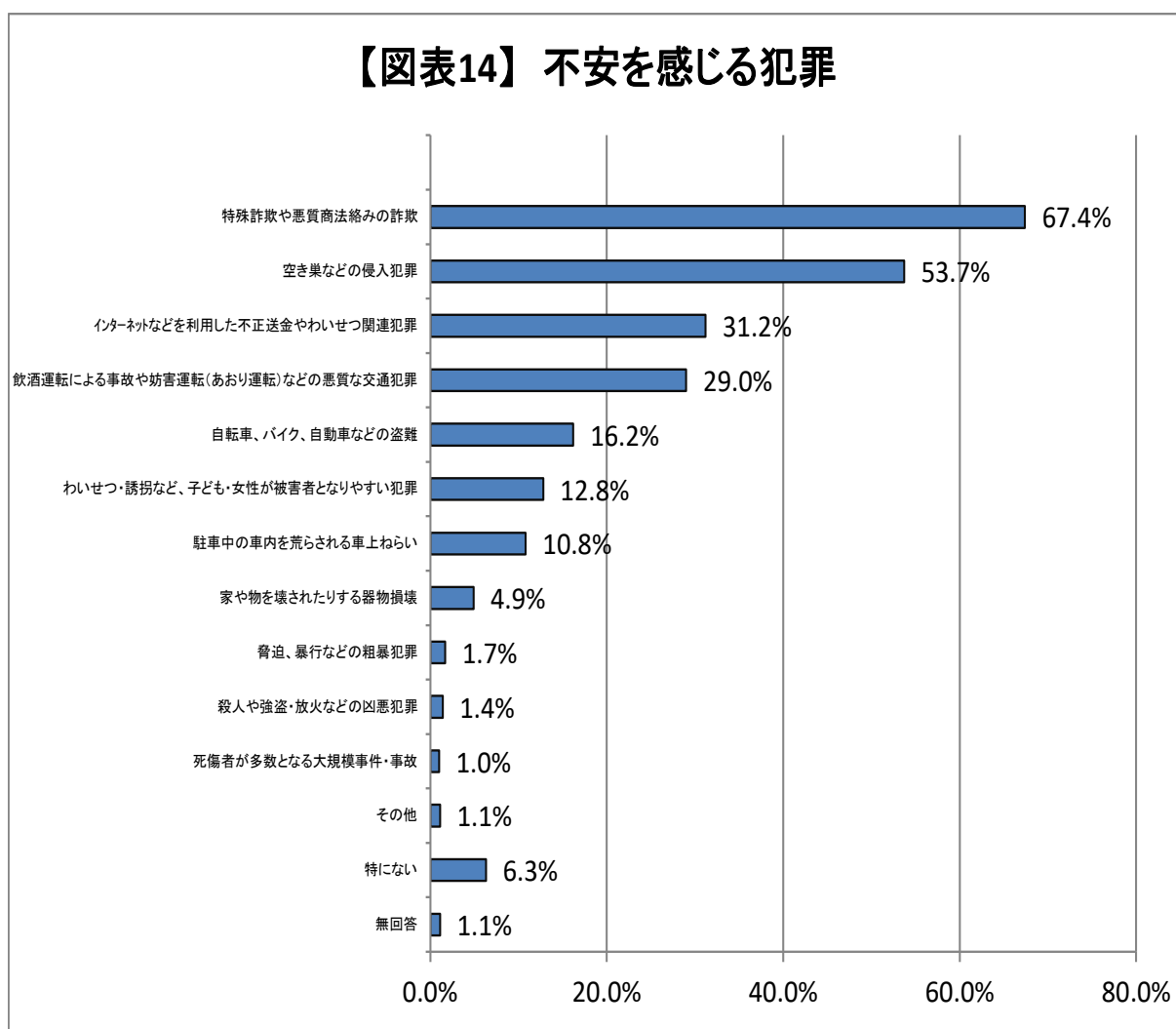


出典：島根県政策企画局広聴広報課

(2) 不安を感じる犯罪

「あなたや家族の身近で、発生するかもしれないと思うのはどのような犯罪ですか。」との設問について、不安を感じる犯罪の種類については、「特殊詐欺や悪質商法絡みの詐欺」(67.4%)が最も高く、次いで「空き巣などの侵入犯罪」(53.7%)、「インターネットなどを利用した不正送金やわいせつ関連犯罪」(31.2%)、「飲酒運転による事故や妨害運転(あおり運転)などの悪質な交通犯罪」(29.0%)の順になっています。【図表14】

高齢者を中心に被害が高止まり状態にある特殊詐欺や悪質商法絡みの詐欺、空き巣などの侵入犯罪に、多くの人が不安を感じています。

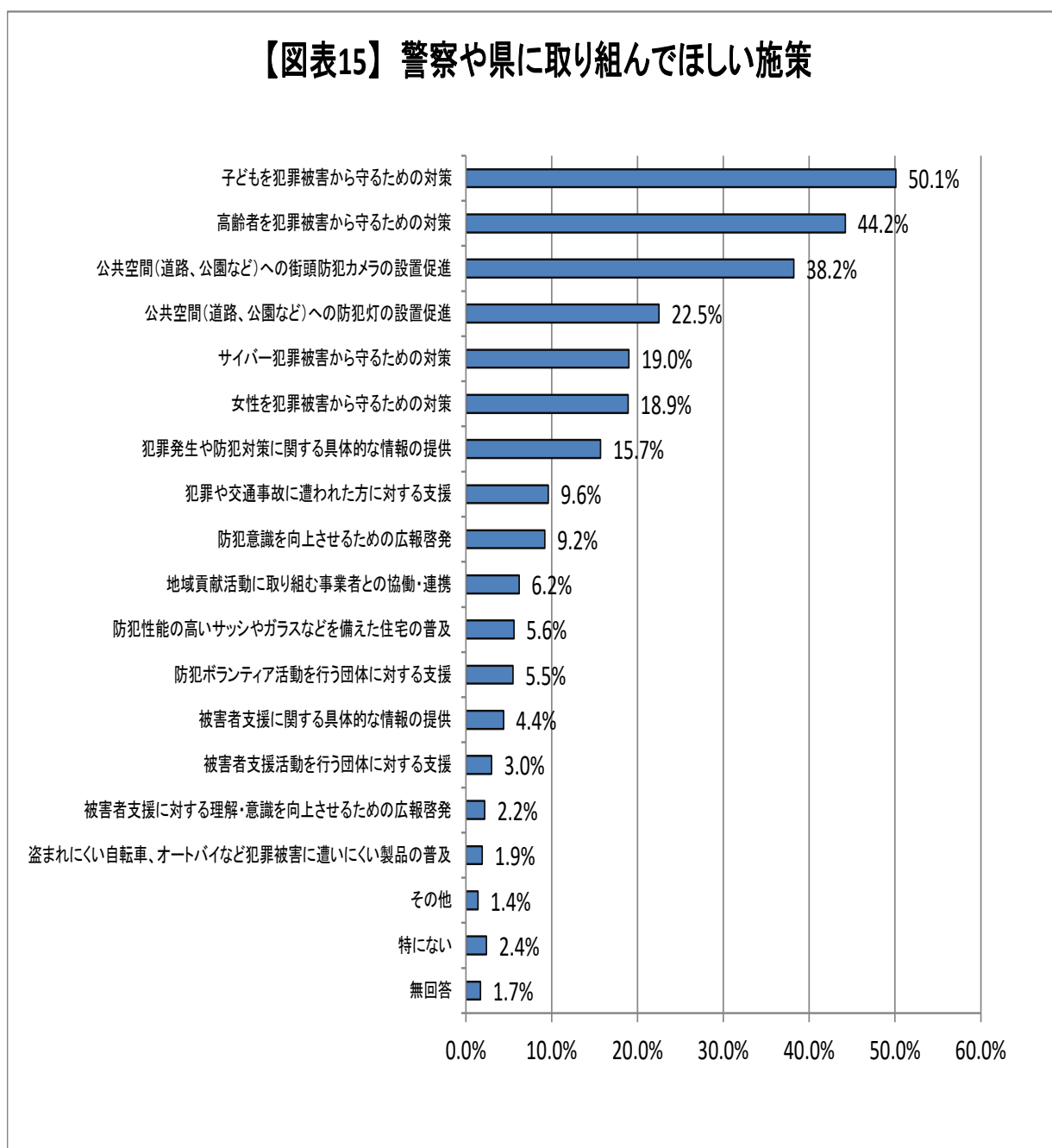


出典：島根県政策企画局広聴広報課

ここまでの結果から、実際に数値として判明している刑法犯認知件数や、犯罪発生率【図表2参照】が低水準で推移していることにより、いわゆる『指数治安』が向上していることで、県民が感覚的・主観的に感じている『体感治安』(※13)も良好ですが、犯罪の被害に遭うという不安を抱えている県民がいることから、こうした不安を払拭していくことが課題と言えます。

(3) 安全で安心な生活を送るために警察や県に取り組んでほしい施策

安全で安心な生活を送るため、犯罪の取締り以外に警察や県が重点的に取り組んでほしい施策について、通学路の見守り活動、防犯教室、地域安全マップ作成などの「子どもを犯罪被害から守るための対策」(50.1%)が高く、次いで「高齢者を犯罪被害から守るための対策」(44.2%)、「公共空間(道路、公園など)への街頭防犯カメラの設置促進」(38.2%)、「公共空間(道路、公園など)への防犯灯の設置促進」(22.5%)、「サイバー犯罪被害から守るための対策」(19.0%)という順になっています。【図表 15】



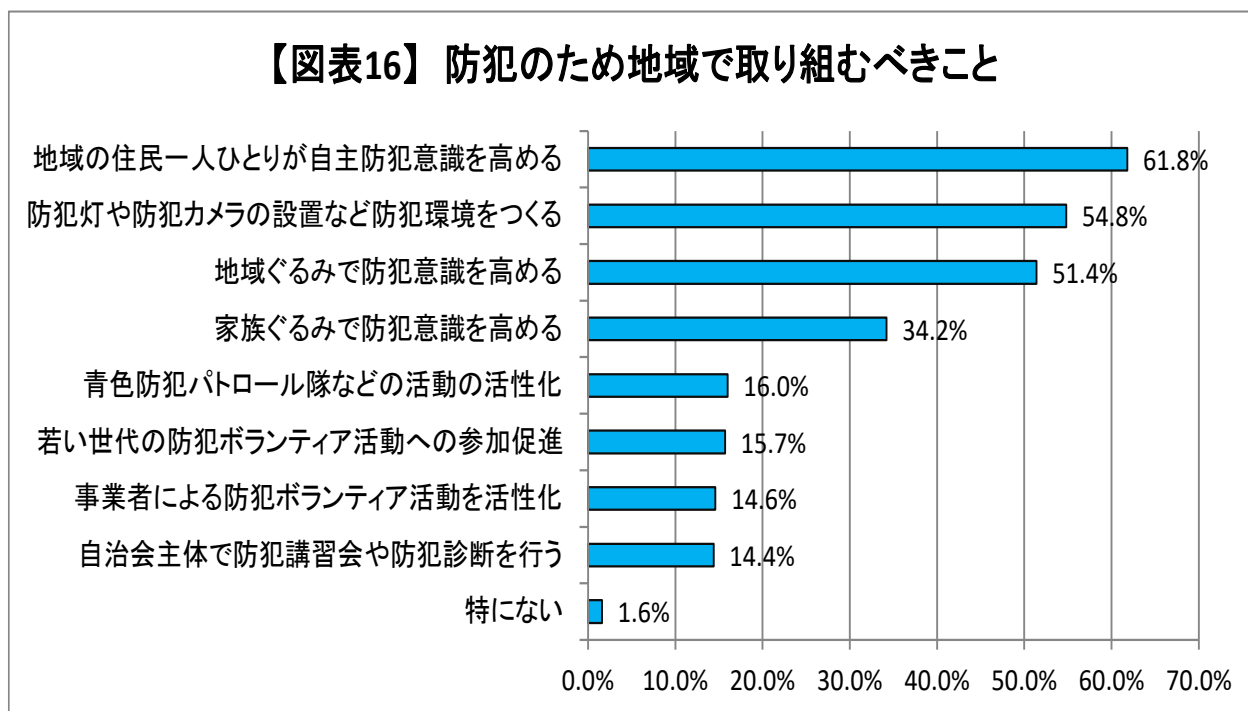
出典：島根県政策企画局広聴広報課

<しまね web モニター調査結果>

令和6年5月に、しまね web モニター (※14) 739名に対して「犯罪のない安全で安心なまちづくり」についての意識調査を行い、555名(回答率75.1%)から回答を得ました。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に関する設問中、犯罪防止のために地域で取り組むべきものについての回答状況は、「地域の住民一人ひとりが自主防犯意識を高める」(61.8%)が最も多く、次いで「防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境をつくる」(54.8%)となっています。

また、「若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進」(15.7%)や「事業者による防犯ボランティア活動を活性化」(14.6%)に取り組むべきとする意見もあり、一人ひとりの県民が協働して犯罪防止に取り組む必要性を多くの県民が認識しています。【図表16】



出典：島根県政策企画局広聴広報課

第2節 県内の防犯活動の状況

1 防犯ボランティアの活動状況

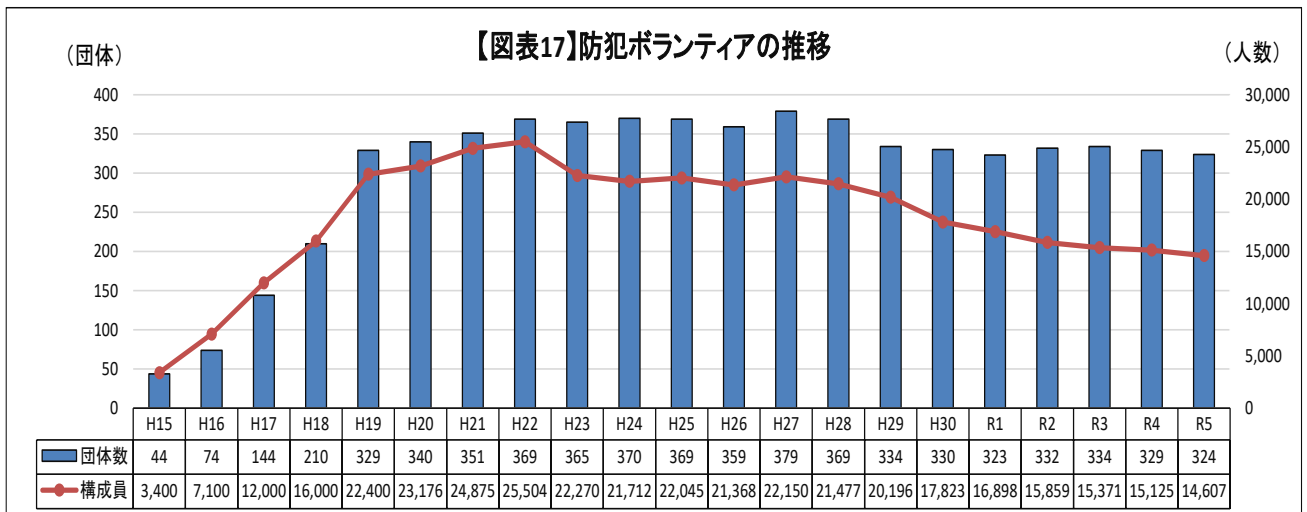
県内各地で行われている自主的な防犯活動は、刑法犯認知件数の抑止や、子ども・女性の犯罪被害防止に大きな役割を果たしています。

県内で自主的な防犯活動を行う防犯ボランティア団体は、令和5年は324団体（14,607人）ですが、近年、団体数・構成員数ともに減少傾向にあります。

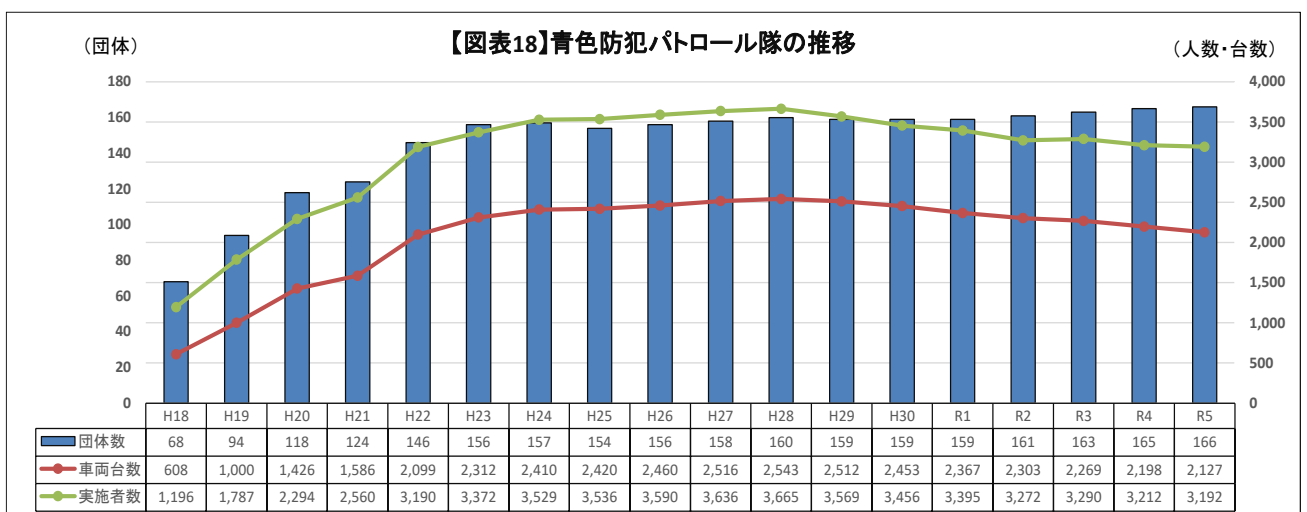
【図表17】

また、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール（青色防犯パトロール）を行う団体は、令和5年は166団体（2,127台）ですが、防犯ボランティア団体と同様、実施者・車両台数ともに減少傾向にあります。【図表18】

これは、ボランティア活動を行う人の高齢化や次世代の後継者不足など様々な要因が考えられますが、この自主的な防犯活動を継続・維持していくためにも、若年層の参加を促進し後継者を育成するなど、担い手の裾野拡大に向けた活動を推進していくための課題が生じています。



出典：島根県警察本部



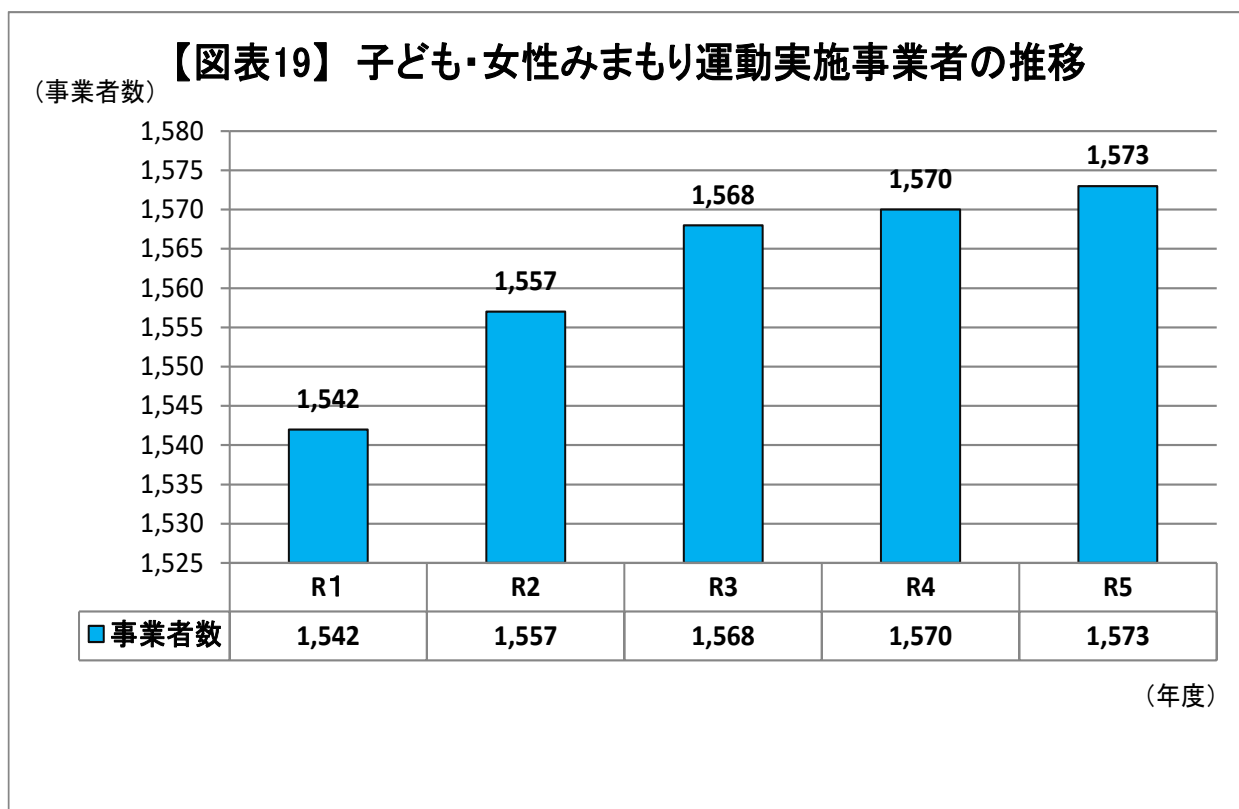
出典：島根県警察本部

2 事業者等による活動状況

事業者等による活動については、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりに関する施策の情報交換等を行い、特殊詐欺の被害防止や子ども・女性のみまもりなどの重点活動項目を定め、連携・協力した取組を推進しています。

また、子ども・女性に対する声かけ・つきまとい事案は、毎年県内で100件以上発生しており、こうした事案が凶悪犯罪に発展しないよう、車両での見守りや防犯環境整備等を自主的に行う「子ども・女性みまもり運動(※15)」に、令和5年度末の時点で1,573事業者が登録されています。【図表19】

このような事業者(団体)の取組は、地域の安全確保に貢献しており、今後もこの活動が継続・拡充されるよう推進していく必要があります。



出典：島根県環境生活部環境生活総務課

第3章 施策の推進方向

第1節 施策の基本的方向

県民はもとより、観光客などの滞在者も含め、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、現状と課題を踏まえ、次の5つの方向により、総合的な施策の推進を図ります。

1 県民等による自主的な活動の推進

「自分たちの安全は自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という県民の防犯意識向上のための啓発を図るとともに、地域における自主的な防犯活動の継続や活性化、特殊詐欺等の被害を発生させない気運の醸成として被害発生状況等に応じた効果的な広報啓発など、それぞれの活動が地域で連携を深めていくための取組を推進します。

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

子どもや女性等の防犯上配慮を要する人について、被害防止等の取組を進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体で子どもや女性等を見守る活動を推進します。

また、高齢者や障がい者等消費生活上、特に配慮を要する者が悪質商法や特殊詐欺の被害に遭わないよう地域見守りネットワーク（※16）づくりを推進します。

3 道路、住宅等における防犯への配慮

日常生活の中から犯罪の機会を減少させるためには、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、道路、公園、住宅等について、防犯に関する指針を踏まえた構造や設備等の普及を推進します。

4 事業活動における防犯への配慮

強盗や万引き等の犯罪被害の対象となりやすい金融機関、深夜営業店舗、大規模小売店舗等について防犯に関する指針を踏まえた施設や設備の普及を推進します。

5 その他の安全安心まちづくりのための取組

県民総ぐるみで安全安心まちづくりの取組を推進するため、県民等及び行政一体となって施策の総合的な推進を図ります。

第2節 重点取組

第1期の基本計画策定からこれまでの間、『県民等による自主的な活動の推進』を基本として各施策に取り組んできた結果、刑法犯認知件数の大幅な減少や活発な防犯ボランティア活動の継続など多くの成果があがっています。

第6期の基本計画では、社会情勢や犯罪情勢の変化に加え、県民意識の概要を踏まえたうえで、成果があがっている県民等の自主的な活動をこれまでと同様に施策の柱として、安全で安心なまちづくりの各施策に取り組むこととし、中でも喫緊の課題に対応するため、以下の3つを重点項目として取り組みます。

1 特殊詐欺等による被害の防止

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した新たな犯罪の手口が巧妙化・多様化しています。

被害に遭わない環境の構築として、多種多様な媒体を活用した広報や被害発生時の迅速な情報提供、出前講座や研修会での広報啓発などに関係機関が一層連携して取り組みます。

2 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充

行政や警察、医療・福祉などの様々な関係者を構成員とする「消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）」を構築して、高齢者等の見守り活動を行い、特殊詐欺や悪質商法等からの被害の未然防止に取り組みます。

加えて、防犯活動の担い手不足を解消するため、防犯ボランティア活動や子ども・女性みまもり運動に参加する団体・事業者の増加、防犯活動を行う担い手の裾野拡大に向けた取組をこれまで以上に推進するとともに、ボランティア活動がより効果的に行われるよう、不審者情報等のタイムリーな提供などに取り組みます。

3 自主的な防犯環境整備の推進

未だに過半数の県民が何らかの犯罪被害に遭う不安感を抱いており、防犯カメラや防犯灯等の防犯環境整備について、大きな期待を寄せています。

防犯カメラは、犯罪で最も多い万引き事件を未然に防止することにも効果があるため、これまで以上に自治会や事業者等と連携・協働した自主防犯環境整備の促進に取り組みます。

第3節 数値目標の設定

本計画の取組の達成度を測る指標として、以下の数値目標を設定します。

島根県の治安について、「よい」、「どちらかといえばよい」と感じる人（体感治安）の割合を令和11年度末までに85%を目指します。

（令和5年度の結果：81.6%）※県政世論調査の結果による。

第4節 施策体系

1 県民等による自主的な活動の推進

(1) 県民等の防犯意識の高揚	ア	自主的な防犯環境整備の推進【重点】
	イ	各種媒体を活用した広報・啓発
	ウ	まちづくり旬間における広報・啓発
	エ	地域安全情報の提供
	オ	講演会・研修会等の開催
	カ	鍵掛け運動の広報・啓発
	キ	サイバー空間の脅威に関する広報・啓発
	ク	県民等の意識調査・研究
(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進	ア	防犯ボランティア団体への支援
	イ	様々な団体と連携した地域ネットワークづくり
	ウ	事業者の自主的な活動の推進
	エ	高齢者の社会参加活動の推進
(3) 特殊詐欺等による被害を発生させない気運の醸成	ア	個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実【重点】
	イ	各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実【重点】
	ウ	被害発生時の被害拡大防止のための迅速的確な情報提供【重点】
	エ	出前講座、被害防止研修会等の充実【重点】
	オ	金融機関等と連携した水際阻止対策の強化【重点】
	カ	様々な機関、団体、事業者等と連携した取組の推進【重点】

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

(1) 子どもの安全確保	ア	子どもみまもり活動の拡充【重点】
	イ	学校等における子どもの安全確保
	ウ	防犯に関する指針の普及
	エ	子どもを健やかに育てる取組の推進
(2) 女性の安全確保	ア	女性みまもり活動の拡充【重点】
	イ	住環境整備の推進
	ウ	防犯情報の提供
	エ	防犯教室・講習会等の開催
(3) 高齢者、障がい者等の安全確保	ア	高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり【重点】
	イ	高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催
	ウ	障がい者に対する相談支援活動の推進
	エ	観光旅行者等に対する安全情報の提供

3 道路、住宅等における防犯への配慮

(1) 道路等における防犯への配慮	ア	道路の歩車道分離、夜間照明確保等
	イ	公園の夜間照明、見通し確保等
	ウ	駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等
	エ	防犯に関する指針の普及
(2) 住宅における防犯への配慮	ア	防犯推進住宅の普及
	イ	防犯に関する指針の普及等

4 事業活動における防犯への配慮

(1)	店舗等における防犯への配慮	ア	防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進【重点】
		イ	金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備
		ウ	深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備
		エ	大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備
		オ	防犯に関する指針の普及等
(2)	自動車等及び自動販売機における防犯への配慮	ア	自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進
		イ	自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等

5 その他の安全安心まちづくりのための取組

(1)	推進体制の充実・強化	ア	計画の推進と進行管理
		イ	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携

第5節 施策の内容

1 県民等による自主的な活動の推進

(1) 県民等の防犯意識の高揚

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 自主的な防犯環境整備の推進	県民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を発生させないよう身近な防犯環境の整備に努めます。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	防犯環境整備のため、防犯灯や防犯カメラの設置促進を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
イ 各種媒体を活用した広報・啓発	県・県警のホームページ等各種広報媒体を活用し、県民等の防犯意識の啓発を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	安全安心まちづくりに対する県民等の関心を高め、理解を深めるため、啓発ポスターの募集や表彰を行います。	環境生活総務課 教育指導課 警察本部生活安全企画課
	しまね人権フェスティバルなど各種イベント等を活用し、犯罪は最大の人権侵害であることなどについて広報・啓発を行います。	人権同和対策課
ウ まちづくり旬間における広報・啓発	「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」(※17)（毎年10月11日から20日まで）において、県民地域活動団体、事業者、関係機関等と連携して広報・啓発活動を実施し、旬間の浸透と定着を図ります。	環境生活総務課 教育指導課 警察本部生活安全企画課
エ 地域安全情報の提供	広報紙やテレビ、新聞、ホームページ等の多様な広報媒体を通じて、犯罪情勢や防犯対策等の情報を広域的に提供します。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	緊急時の通報等を速やかに行うための通信手段の一つとして携帯電話の役割は重要であることから、県内の通話エリア拡大の促進を図ります。	地域政策課
	関係機関、団体、事業者等に対して、重層的防犯ネットワーク(※18)等を活用し、安全安心情報等を迅速に提供します。	警察本部生活安全企画課
	「みこびー安全メール」(※19)や「島根県警察安全安心情報X」、「不審者情報マップ」(※20)により、不審者情報や犯罪情報等を迅速に提供します。	警察本部生活安全企画課 警察本部少年女性対策課
オ 講演会・研修会等の開催	県民等の防犯意識の高揚、防犯知識等の向上を図るため、専門家等による講演会や研修会、出前講座等を開催します。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
カ 鍵掛け運動の広報・啓発	各種広報媒体を活用して県民等の鍵掛けに対する意識啓発を図るほか、防犯ボランティアや事業者等と連携して駐輪場等で注意喚起を行うことにより、鍵掛けの普及促進を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	自動車等の盗難や車上ねらいの被害防止のため、自動車関連犯罪防犯対策協議会(※21)や販売業者等と連携して、防犯キャンペーン等により鍵掛け運動を推進します。	警察本部生活安全企画課
キ サイバー空間の脅威に関する広報・啓発	新聞、ラジオ、テレビ、メールマガジンやSNS等を活用しサイバー犯罪に関する注意喚起を行い、被害防止のための広報・啓発を行います。	環境生活総務課
	インターネットや携帯電話、タブレット端末の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るため、フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)(※22)利用促進や、情報モラルの向上など、有害情報(※23)を見せない環境の整備に取り組めます。	青少年家庭課 教育指導課 警察本部少年女性対策課
	県内中小企業のセキュリティ対策システムの導入や機器等の購入にかかる費用を支援する補助金等を活用した県内企業のデジタル導入事例の紹介により、サイバーセキュリティ向上に向けた普及啓発を図ります。	産業振興課
	大学生・高校生等のサイバー防犯ボランティアや有識者と連携して、サイバーパトロールによる違法・有害情報の排除やインターネット利用者の規範意識向上を図る広報啓発活動を推進します。	警察本部サイバー犯罪対策課
	関係機関、団体、事業者で構成する「安全・安心なサイバー空間を構築するための島根県官民連携協議会」(※24)において、サイバー空間における脅威の実態把握や情報共有を図り、被害防止対策を推進します。	警察本部サイバー犯罪対策課
ク 県民等の意識調査・研究	県民等の安全安心まちづくりに関する意識や実態を把握するため、調査・研究を行います。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課

(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯ボランティア団体への支援	防犯活動に取り組む団体等に対し、「しまね防犯ネットワーク」(※25)への登録を呼びかけ、県ホームページに登録団体の活動を紹介するほか、「しまね安全安心ネットメール」(※26)により、安全安心まちづくりに関する情報を提供します。	環境生活総務課
	優れた防犯活動を行う団体等を表彰し、防犯意識の啓発と自主的な防犯活動の活性化を図ります。	環境生活総務課
	優良防犯活動を行う団体や専門家等による講演会や研修会を開催し、先進的な事例紹介等により地域の自主防犯活動の継続や活性化につながるよう支援します。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	地域における防犯活動を継続・活性化及び担い手不足を解消させるため、主導的役割を担う防犯リーダーや若年後継者の育成を支援します。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	地域活動団体に対して、防犯活動用品の貸出、青色防犯パトロール活動に関する情報提供等の支援を行います。	警察本部生活安全企画課
イ 様々な団体と連携した地域ネットワークづくり	地域ネットワークづくりを進めるため、防犯ボランティア団体や関係機関による意見交換や情報提供を行う交流会等を開催し、連帯意識の向上を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	公民館、学校等と連携し、地域全体に「あいさつ」や「声かけ」の輪を広げるとともに、地域行事への県民の積極的な参加や異世代交流等の地域における住民の交流活動を促進します。	青少年家庭課 社会教育課 警察本部少年女性対策課
ウ 事業者の自主的な活動の推進	子どもや女性の安全を確保するため、事業者に対して「子ども・女性みまもり運動」への参加を呼びかけます。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	事業者による防犯活動を効果的に推進するため、事業者や従業員に対して、業種ごとの防犯対策についての講習や安全安心情報の提供を行います。	警察本部生活安全企画課
	事業者の防犯CSR活動(社会貢献活動)(※27)を推進するため、事業活動にあわせた安全パトロール等の自主的な活動に対して、対応方法等の講習会を行います。	警察本部生活安全企画課
エ 高齢者の社会参加活動の推進	高齢者による安全安心まちづくり活動を促進させるため、老人クラブが行うボランティア活動やくにびき学園の運営に対し支援します。	高齢者福祉課

(3) 特殊詐欺等による被害を発生させない気運の醸成

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実	警察官や民生児童委員等による個別訪問活動の際に、特殊詐欺の発生状況や手口等について直接的な被害防止広報・啓発を行います。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
イ 各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実	新聞、ラジオ、テレビ等に加え、メールマガジンやSNS等も活用し、特殊詐欺被害発生状況や被害防止対策等の情報を発信し、被害防止のための広報・啓発を行います。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
ウ 被害発生時の被害拡大防止のための迅速的確な情報提供	特殊詐欺等の被害が発生した際には、手口や被害金の送付方法等の情報を広域的に提供し、被害拡大防止の取組を行います。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課 警察本部組織犯罪対策課
エ 出前講座、被害防止研修会等の充実	特殊詐欺に関する出前講座や被害防止研修会等の開催により、県民の抵抗力を強め、被害発生未然防止活動を行います。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
オ 金融機関等と連携した水際阻止対策の強化	特殊詐欺被害防止の最後の砦である金融機関やコンビニエンスストアとの連携を強化し、チェックシートの確実な活用や声かけの徹底等により、被害発生未然防止活動を強化します。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
カ 様々な機関、団体、事業者等と連携した取組の推進	島根県特殊詐欺撲滅対策推進部の運営により、様々な機関、団体、事業者等による活動の活性化を図ります。	警察本部生活安全企画課

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

(1) 子どもの安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 子どもみまもり活動の拡充	各事業者や団体に働きかけ、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡大、みまもり体制の向上を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	自治会や町内会、事業者などと連携し、道路や公園等への街頭防犯カメラの普及促進を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	防犯ボランティア団体等と連携して、通学路の安全点検・地域安全マップの作成などによる環境の整備・改善、不審者情報の共有、登下校時の見守り活動などにより、地域における関係機関との連携を図るとともに、緊急時における集団下校等の下校方法について学校管理者等に要請するなど、通学路における安全対策を推進します。	環境生活総務課 教育指導課 警察本部生活安全企画課 警察本部少年女性対策課
	通学時の子どもみまもり、通学路の安全点検等を行う老人クラブに対し支援を行い、活動を促進します。	高齢者福祉課
	「子ども110番の家」(※28)の周知及び「子ども110番の家」における対応マニュアルの活用を促進するとともに、連携した活動を推進します。	教育指導課 警察本部生活安全企画課
	日常生活にあわせた通学路等における子どものみまもり活動(ながら見守り)(※29)を促進します。	教育指導課 警察本部生活安全企画課
	通学路や危険性のある場所等について、自治体や居住者等に街路灯の設置や門灯の点灯促進を推進します。	警察本部生活安全企画課
イ 学校等における子どもの安全確保	学校設置者等に対して、学校における子どもの安全確保のための危機管理マニュアルの整備、教職員への子どもの安全対策のための訓練・研修実施、施設の安全点検を要請します。	総務課 教育指導課
	児童福祉施設に対して、指導監査や各種会議、研修等を通じて、児童の安全確保・安全管理の徹底を指導します。	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
	市町村と連携して、放課後児童クラブ(※30)、児童館(※31)における安全確保体制等の再点検を行うとともに、安全確保対策等の先進事例について情報提供します。また、各種会議、研修の際に安全管理の徹底を要請します。	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
	教職員等を対象に、学校防犯に係る研修や安全教育・安全管理に係る研修を開催し、学校における子どもの安全確保の徹底を指導します。	教育指導課
	学校と教育委員会、警察との相互連絡体制(※32)や学校警察連絡協議会(※33)により、子どもの安全確保に関する情報の交換、共有を進めます。	教育指導課 警察本部少年女性対策課
ウ 防犯に関する指針の普及	関係機関・団体に対して、「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課 教育指導課 警察本部生活安全企画課
エ 子どもを健やかに育てる取組の推進	児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く諸問題への県民の関心を高め、社会全体で子どもを健やかに育てる気運の醸成を図るため、県民に対する意識啓発を推進します。	青少年家庭課 教育指導課 警察本部少年女性対策課
	子どもの防犯知識を高める防犯教室(犯罪被害防止教室)の開催や実践的な防犯訓練の充実等、子どもに対する安全教育の充実を図ります。	教育指導課 警察本部少年女性対策課
	保護者等に対する子どもの被害防止のための啓発等を推進します。	教育指導課 警察本部少年女性対策課
	インターネットや携帯電話、タブレット端末の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るため、フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)利用促進や、情報モラルの向上など、有害情報を見せない環境の整備に取り組みます。 【再掲 1(1)キ】	青少年家庭課 教育指導課 警察本部少年女性対策課
	「島根県青少年の健全な育成に関する条例」(※34)の周知徹底を図るとともに、有害図書類等の指定や書店等への立入調査を継続的に実施するなど、青少年にとって好ましくない環境の浄化に努めます。	青少年家庭課 警察本部少年女性対策課
	少年警察ボランティアと協働して、万引き等の非行を防止する活動を推進します。	警察本部少年女性対策課
	小、中、高校生を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催実施し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。	薬事衛生課 教育指導課 警察本部少年女性対策課

(2) 女性の安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 女性みまもり活動の拡充	各事業者や団体に働きかけ、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡大、みまもり体制の向上を図ります。	環境生活総務課 警察本部生活安全企画課
	女性が被害に遭いやすい場所について、警察官のパトロールを強化するとともに、青色防犯パトロール隊などの防犯ボランティアとの合同パトロールを実施します。	警察本部生活安全企画課
イ 住環境整備の推進	女性が安心して暮らせる居住空間を確保するため、アパート等の防犯点検を実施します。	警察本部生活安全企画課
	関係機関・団体と連携し、業界主導による防犯に配慮したアパートの普及を図ります。	警察本部生活安全企画課
	つきまといや性犯罪等の相談に適切に対応するため、相談担当職員の研修や各窓口の連携強化等の取組を推進します。	青少年家庭課 警察本部少年女性対策課
ウ 防犯情報の提供	女性の自主防犯意識を高めるため、みこぴー安全メール等により安全確保のための防犯情報を提供します。	警察本部少年女性対策課
エ 防犯教室・講習会等の開催	女性が、つきまとい等の緊急事態に適切に対応できるよう、要望に応じて、防犯指導や護身術等実践的な訓練を実施します。	警察本部生活安全企画課

(3) 高齢者、障がい者等の安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり	高齢者、障がい者をターゲットとした特殊詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、事業者、団体等、県民の連携を強化するネットワークを構築します。	環境生活総務課
イ 高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催	各地域単位で活動する老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で、悪質商法等の被害防止のための講習会等を開催します。	環境生活総務課 高齢者福祉課 警察本部生活安全企画課
	自治体や防犯ボランティアと連携しながら、地区ごとにおいて、高齢者を対象とした防犯講習会を開くなど高齢者の被害防止活動を強化します。	警察本部生活安全企画課
	高齢者、障がい者に関する行政機関、相談機関（地域包括支援センター（※35）等）、医療機関等とのネットワークを構築し、権利擁護事業（※36）など、高齢者、障がい者に対する支援を行います。	地域福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課
ウ 障がい者に対する相談支援活動の推進	市町村、相談支援事業者（※37）、障がい福祉サービス事業者（※38）など、関係する機関が連携し、地域生活における相談支援や情報の提供を行います。	障がい福祉課
	警察官と防犯ボランティアが連携し、犯罪被害を受けやすい障がい者やその家族の要望に基づき、訪問活動を行い、防犯対策の指導や情報提供などの活動を推進します。	警察本部生活安全企画課
エ 観光旅行者等に対する安全情報の提供	観光事業者等に対して、事件・事故発生時に情報提供や防止対策の協力依頼を行うとともに、県や県警のホームページで、観光地や観光施設等での犯罪発生状況等の情報提供します。	観光振興課 警察本部生活安全企画課
	宿泊施設における安全確保のための通報体制等の整備状況についての点検を随時実施します。	観光振興課
	犯罪の発生状況やシーズンに応じて、観光地や観光施設等における警察官によるパトロールを実施し、安全対策を推進します。	警察本部生活安全企画課

3 道路、住宅等における防犯への配慮

(1) 道路等における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 道路の歩車道分離、夜間照明確保等	道路整備において、必要に応じて、歩道と車道の分離や夜間照明の確保等、犯罪防止に配慮した道路の普及に努めます。	道路維持課 道路建設課 警察本部生活安全企画課
	道路管理者や地域活動団体等と連携して、道路上の植栽剪定等による周囲からの見通しの確保等道路の環境整備を促進します。	道路維持課 警察本部生活安全企画課
イ 公園の夜間照明、見通し確保等	県民が安心して公園を利用できるよう、必要に応じて、照明灯設置や周囲からの見通しの確保等犯罪防止に配慮した公園の普及に努めます。	都市計画課
	公園管理者等に対して、防犯対策等の情報を提供するとともに、警察官や防犯ボランティアのパトロール活動や点検等を実施します。	警察本部生活安全企画課
ウ 駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等	駐車場・駐輪場設置者等に対して、周囲からの見通しの確保や適正な照明の設置等、犯罪防止に配慮した駐車場・駐輪場の普及に努めます。	警察本部生活安全企画課
エ 防犯に関する指針の普及	道路等の管理者や関係機関・団体に対して、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課 道路維持課 都市計画課 警察本部生活安全企画課

(2) 住宅における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯推進住宅の普及	防犯設備事業者等と連携して、住宅に関する防犯機器の展示会を開催するなど、防犯性能の高い住宅の普及を図ります。	警察本部生活安全企画課
	防犯に優れた構造、設備等を有する住宅を「防犯推進住宅」として登録するために設けた防犯推進住宅制度（※39）の周知を図り、防犯に配慮した住宅の普及を図ります。	建築住宅課 警察本部生活安全企画課
イ 防犯に関する指針の普及等	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に努めます。また、「防犯性能の高い建物部品」（※40）や「住宅性能評価制度」（※41）等についても周知に努め、これらの利用促進を図ります。	環境生活総務課 建築住宅課 警察本部生活安全企画課

4 事業活動における防犯への配慮

(1) 店舗等における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進	防犯カメラの設置や店舗内外の整理整頓等による、自主的な防犯環境整備の促進を図ります。	警察本部生活安全企画課
イ 金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備	関係団体と連携した防犯訓練、安全点検や防犯対策等に関する情報提供等により、犯罪防止に配慮した金融機関店舗の普及を図ります。	警察本部生活安全企画課
ウ 深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備	コンビニエンスストア、深夜営業スーパーマーケットと防犯連絡会を開催し、犯罪情報の提供、防犯対策について協議し、犯罪防止に配慮した深夜営業店舗の普及を図ります。	警察本部生活安全企画課
エ 大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備	島根県大規模小売店舗立地審査会議(※42)での防災・防犯対策への協力事項についての要請等を通じて、犯罪防止に配慮した大規模小売店舗の普及を図ります。	中小企業課 警察本部生活安全企画課
	金融機関等の事業者に対し、個別に防犯指導、防犯点検を行い、犯罪防止に配慮した店舗の普及を図るとともに、従業員に対する指導、情報提供等の支援を行います。	警察本部生活安全企画課
オ 防犯に関する指針の普及等	店舗の管理者等に対して「犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課
	商店街等が行う街路灯の整備、街頭防犯カメラの設置等の支援に努め、犯罪防止に配慮した商業環境整備を推進します。	中小企業課 警察本部生活安全企画課

(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進	自動車等の犯罪防止装置や用具の普及を推進するほか、自転車盗被害防止の啓発と被害回復を図るため、自転車商組合や事業者と連携して、オートバイ・自転車への防犯登録を推進します。	警察本部生活安全企画課
イ 自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等	自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及を促進するほか、事業者に対し、犯罪情勢や防犯対策についての情報提供などを行います。	警察本部生活安全企画課

5 その他の安全安心まちづくりのための取組

(1) 推進体制の充実・強化

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 計画の推進と進行管理	県の関係各課で構成する「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」により、施策の総合的な推進に向けた情報共有、連携強化を図り、基本計画の目標達成を目指します。	環境生活総務課
イ 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携	県民等と一体となった安全安心まちづくりの取組を継続・強化していくため、関係団体、地域活動団体、事業者、行政からなる「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」により活動の連携を図ります。	環境生活総務課

資 料 編

用語解説

掲載ページ	用語	解説
1ページ	※1 刑法犯認知件数	<p>刑法犯認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数をいう。</p> <p>犯罪の発生を確認した件数であり、全国で発生したすべての犯罪件数（発生件数）ではない。</p> <p>全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を記録し、平成14年には約369万件に達したが、翌年から減少に転じており、島根県では、平成15年に9,217件と昭和26年以降最悪を記録したが、その後、減少傾向が続いている。</p>
	※2 特殊詐欺	<p>「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンプル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型を総称して特殊詐欺という。</p>
	※3 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議	<p>「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づく、安全安心まちづくりの総合的な推進を図るため設置された、県の知事部局、教育庁、警察本部の関係32課で構成する組織のこと。</p>
	※4 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	<p>地域活動団体、事業者、県、市町村が相互に連携し、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的に、平成19年2月に設立された、県内の安全安心まちづくりに関係する事業者や団体、行政など85団体で構成する組織のこと。</p>
3ページ	※5 犯罪発生率	<p>県内人口千人あたりの刑法犯認知件数を各年ごとに算出したもの。</p> <p>人口の多少に左右されず、多地域間の犯罪の発生しやすさが比較可能な数値のこと。</p>
8ページ	※6 悪質商法	<p>消費者を巧妙な方法で騙したり、困惑させ高額な値段で様々な商品を購入させ、またはサービス等の契約を締結させたりするもので、その種類は多岐にわたっている。</p>
	※7 国民を詐欺から守るための総合対策	<p>特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング詐欺を対象に政府が総力を挙げて取り組む施策をまとめ、令和6年6月18日、「犯罪対策閣僚会議」において策定した対策のこと。</p>
12ページ	※8 防犯ボランティア団体	<p>地域の安全は地域で守るという認識のもと、PTA、老人クラブ、公民館等による子どもの見守り、防犯パトロール、清掃、青少年健全育成などの自主的なボランティア活動をする団体のこと。</p>
	※9 登下校防犯プラン	<p>平成30年5月、新潟県新潟市において、下校中の女子児童が殺害された事件を受け、登下校における子供の安全を確保し、同種事案の再発を防止するため、同年6月22日に「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定したプランのこと。</p>

掲載ページ	用語	解説
14ページ	※10 サイバー犯罪	<p>コンピュータやインターネットなどの情報技術を悪用した犯罪で、次の3つに分類される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反 他人のID、パスワード等を無断で使用し、不正にネットワークにアクセスしたり、不正アクセス行為を助長する行為等 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪 コンピュータを不正に操作したり、データを削除・改ざんしたりする行為やコンピュータ・ウィルスを悪用した犯罪 ネットワーク利用犯罪 犯罪の構成要件に該当する行為や犯罪に必要な不可欠な手段として、コンピュータやネットワークを利用した犯罪
	※11 サイバー空間	<p>主にコンピュータやネットワークによって構築された仮想的な空間をいう。現在であれば、インターネットが代表的なサイバー空間である。</p>
15ページ	※12 島根県政世論調査	<p>県民の意識を把握し、今後の県政推進のための基礎資料とするため、年1回、県内在住の男女に、特定のテーマについてアンケートを行う調査のこと。</p>
16ページ	※13 体感治安	<p>人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の情勢をいう。統計数値（刑法犯認知件数や検挙率など）で表される治安の情勢である「指数治安」に対比される。</p>
18ページ	※14 しまねwebモニター	<p>県民の意見を迅速に県政に反映させるため、あらかじめ登録したモニターが、インターネットを使ってアンケートに答える制度のこと。 モニターは、年10回程度、県政の課題など特定のテーマについて、ホームページ上で実施するアンケートにパソコンから回答する。</p>
20ページ	※15 子ども・女性みまもり運動	<p>県内の事業所や団体による子どもや女性の安全安心を確保するための自主的な取組を日常生活にあわせて行う運動のこと。</p>
21ページ	※16 地域見守りネットワーク	<p>高齢者等消費生活上、特に配慮を要する消費者の消費者被害(特殊詐欺、悪質商法等)を防ぐため、行政や警察、医療や福祉など様々な関係者が連携して見守り活動を行うネットワークのこと。</p>
25ページ	※17 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間	<p>県では、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第12条に基づき、毎年10月11日から20日までの10日間を「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」と定めている。期間中、安全で安心なまちづくりについて、広く県民等の関心を高め、理解を深めるための広報や啓発活動を集中的に実施している。</p>
	※18 重層的防犯ネットワーク	<p>犯罪被害に遭う不安を感じている人に対して、警察から安全安心に役立つ情報をいち早く提供したり、事件・事故が発生した場合に警察が通報や連絡を受け取ったりするため、個別の犯罪や被害対象者に応じて整備したメール、防災無線、ケーブルテレビなどの連絡網のこと。</p>
	※19 みこびー安全メール	<p>特殊詐欺や子どもに対する声かけ事案等の不審者情報などを、島根県警察本部が電子メールにより発信するもので、県警ホームページ等からメール配信の登録を行うことができる。</p>

掲載ページ	用語	解説
25ページ	※20 不審者情報マップ	声かけ・つきまとい事案等の発生状況を県警のホームページの地図上に表示し、注意喚起をうながすもの。
	※21 自動車関連犯罪防犯対策協議会	官民をあげて自動車の盗難対策に取り組むため、自動車の盗難防止に関係する国、県の行政機関4団体、事業者11団体から構成され、取組状況について協議する会議のこと。
	※22 フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス)	インターネットのウェブページなどを一定の基準で判別し、悪質なサイトなどを見ることができないようにする、いわゆる閲覧制限をかけるサービスのこと。
	※23 有害情報	島根県青少年の健全な育成に関する条例第25条に規定する、青少年がインターネットの利用により得られる情報で、その内容が、性的感情を著しく刺激するものや粗暴性・残虐性を著しく助長するもの、自殺・犯罪を誘発するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの。
	※24 安全・安心なサイバー空間を構築するための島根県官民連携協議会	平成26年3月、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かうため設立された。IT事業者、金融機関、携帯電話事業者、インターネットカフェ、行政機関、大学など62の事業者・機関・団体が構成する組織のこと。
26ページ	※25 しまね防犯ネットワーク	県内で安全安心まちづくり活動を行っている地域活動団体、自治会、事業者団体等の活動情報を県に登録する制度のこと。 登録された団体情報は県ホームページで公開し、情報を相互に共有するもの。 登録団体には、県が行う安全安心まちづくりに関する啓発資料等の情報を「しまね安全安心ネットメール」で配信している。
	※26 しまね安全安心ネットメール	しまね防犯ネットワークに登録を行った県内の団体等に対し、安全安心まちづくりに関する情報を島根県が配信するメールマガジンのこと。
	※27 防犯CSR活動(社会貢献活動)	事業者等が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組をいい、近年、多くの事業者等が環境保全や社会福祉、防災などのCSR活動に積極的に取り組んでいる。
27ページ	※28 子ども110番の家	子どもたちが「声かけ」や「つきまとい」など不安に感じる事案に対して、通学路周辺の民家、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などが緊急避難先として、避難してきた児童を保護するとともに、警察へ通報するなど、子どもの犯罪被害の未然防止を目的とした民間の協力拠点のこと。
	※29 ながら見守り	地域住民や事業者等が、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って地域の子どもの安全を見守る活動のこと。
	※30 放課後児童クラブ	小学生が、放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、親の仕事が終わるまで預かり、学習や遊びを援助、世話する施設のこと。
	※31 児童館	児童福祉法第40条による児童福祉施設で、地域の子どもに健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、屋内型の児童館、屋外型の児童遊園がある。

掲載ページ	用語	解説
27ページ	※32 相互連絡体制	児童生徒の安全確保及び健全育成を目的として、声かけやわいせつ行為等の事案、非行・問題行動など学校と警察が相互に連携して問題解決を図っていく必要のある事案について、相互に連絡を行う体制のこと。
	※33 学校警察連絡協議会	学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的として、各警察署単位に管内の小・中・高等学校・その他学校の長及び各生徒指導担当教諭並びに警察職員が、非行防止、被害防止についての協議を行う組織のこと。
	※34 島根県青少年の健全な育成に関する条例	全ての県民が、青少年に深い愛情と理解を持ち、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、有害な環境から保護することを目的として、昭和40年に制定された条例のこと。
28ページ	※35 地域包括支援センター	介護保険法に定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関のこと。
	※36 権利擁護事業	高齢者、障がい者等が尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、必要な支援を行うことを目的として実施する事業（養護者からの虐待防止・権利擁護、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等）のこと。
	※37 相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、指定された事業者で、障がいのサービス等利用計画作成、障がい福祉サービスに係る相談及び調整等の支援を行う。
	※38 障がい福祉サービス事業者	居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、グループホーム、日中活動等の障がい者に対するサービスを提供する事業者のこと。
29ページ	※39 防犯推進住宅制度	住宅に係る機関・団体が、住宅の設計、施工、改築等に際して、周辺の犯罪状況や、防犯に配慮した住宅の構造、設備等に関してアドバイスを実施し、施工後の住宅について、登録希望者の申請に基づいて診断を行い、防犯に優れた住宅と認められたものについて「防犯推進住宅」として登録する制度のこと。
	※40 防犯性能の高い建物部品	侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月に設置された国及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が、防犯性能試験の結果に基づき公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に記載された建物部品のこと。
	※41 住宅性能評価制度	平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度のこと。 国の定めた基準に従い、登録住宅性能評価機関が住宅の性能評価を行うもの。
30ページ	※42 島根県大規模小売店舗立地審査会議	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗設置者から提出された施設の配置や運営方法に関する届出事項を審査し、県の意見形成のために必要な協議を行う組織のこと。 県の環境政策課、廃棄物対策課、中小企業課、道路維持課、都市計画課、警察本部等で構成されている。

○島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成18年7月14日

島根県条例第42号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第13条）

第2章 県民等による自主的な活動の推進（第14条）

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等（第15条—第17条）

第2節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保（第18条・第19条）

第4章 道路、住宅等における防犯への配慮（第20条・第21条）

第5章 事業活動における防犯への配慮（第22条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行うための団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならない。

4 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりに関する施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、安全安心まちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、市町村及び県民等と連携を図るものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動への取組及びその地域における連携を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動について、犯罪の防止に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(基本計画の策定等)

第10条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する施策の基本的方向

(2) 次に掲げる安全安心まちづくりに関する施策

ア 県民等による自主的な活動を推進するために必要な施策

イ 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全を確保するために必要な施策

ウ 道路、住宅等における防犯について配慮するために必要な施策

エ 事業活動における防犯について配慮するために必要な施策

オ その他安全安心まちづくりに関し必要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関し必要な事項

3 県は、基本計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令4条例46・一部改正)

(広報及び啓発)

第11条 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間)

第12条 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

(調査及び研究)

第13条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

第2章 県民等による自主的な活動の推進

第14条 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進

(2) 防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等

(学校等及び通学路等に関する指針の策定)

第 15 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校、児童福祉施設その他これらに類するもの（以下「学校等」という。）及び子どもが通学又は通園の際に利用する道路、広場等（以下「通学路等」という。）に関する指針を定めるものとする。

(学校等における子どもの安全の確保等)

第 16 条 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校設置者等」という。）は、前条の指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

3 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。

(子どもの安全の確保等のための施策)

第 17 条 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起こさないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

第 2 節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保

(高齢者、障害者、女性等の安全の確保)

第 18 条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第 19 条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他本県に滞在する者の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 道路、住宅等における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した道路等の指針の策定等)

第 20 条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。

する。

(犯罪防止に配慮した住宅の指針の策定等)

第 21 条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

第 5 章 事業活動における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した店舗等の指針の策定等)

第 22 条 知事及び公安委員会は、共同して、銀行その他の金融機関、深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定めるもの（以下「店舗等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 店舗等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

3 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第 23 条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動販売機の普及等)

第 24 条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について犯罪を防止するよう努めるものとする。

第 6 章 雑則

(令 4 条例 46・旧第 7 章繰上)

(指針の公表)

第 25 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第 15 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(令 4 条例 46・旧第 26 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第46号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。